

I. 国内支持

A. 貿易歪曲的国内支持の全体削減：階層方式

基礎水準

1. 貿易歪曲的国内支持全体の削減基礎水準（以下、“基礎OTDS”）は、
 - (a) 加盟国の譲許表第4部に示される総合AMSの最終約束水準、
 - (b) 先進加盟国については、1995-2000年の基準期間における農業総生産額の平均の10%（これは品目別及び品目非特定AMSそれぞれの総生産額の平均の5%からなる）、及び
 - (c) 1995-2000年の基準期間における農業委員会に通報した青の政策の平均支出額と基準期間の農業総生産額の平均の5%のいずれか大きい方、の合計とする。

2. 途上加盟国については、上記パラグラフ1(b)は、加盟国が選択することができる1995-2000年又は1995-2004年のいずれかの期間における農業総生産額の平均の20%とする。途上加盟国については、上記パラグラフ1(c)の基準期間は、加盟国が選択することができる1995-2000年又は1995-2004年のいずれかとする。

階層削減方式

3. 基礎OTDSは、次の階層方式に従って削減される：
 - (a) 基礎OTDSが、600億ドル（譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額）よりも大きい場合には、削減は[(75)(85)]%；
 - (b) 基礎OTDSが、100億ドルより大きく600億ドル（譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額）以下の場合には、削減は[(66)(73)]%；
 - (c) 基礎OTDSが、100億ドル（譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額）以下の場合には、削減は[(50)(60)]%。
4. 第2階層に属し、基礎OTDSが相対的に高い（すなわち、1995-2000年における農業総生産額の平均の少なくとも40%）先進加盟国は、追加的な努力を行う。追加的削減は、上記パラグラフ3(a)とパラグラフ3(b)にそれぞれ示されている削減率の差の半分に匹敵するものとする。

実施期間と段階的削減

5. 先進加盟国は、削減を5年間で6段階実施する。
 - (a) 上記パラグラフ3(a)及び3(b)に示される上位2階層に属する加盟国は、基礎OTDSは、実施初日に3分の1削減される。残りの削減は、5年間毎年等量で実施される。
 - (b) 上記パラグラフ3(c)に示される第3階層に属する加盟国は、基礎OTDSは、実

施初日に25%削減される。残りの削減は、5年間毎年等量で実施される。

特別かつ異なる扱い

6. 総合AMSの最終約束をしていない途上加盟国は、基礎OTDSの削減約束を行うことを求められない。
7. 総合AMSの最終約束水準を有する途上加盟国については、基礎OTDSに適用される削減は上記パラグラフ3(c)に示される関連削減率の3分の2とする。しかし、G/AG/5/Rev.8の文書に掲載された食料純輸入開発途上加盟国（以下、“NFIDCs”）は、基礎OTDSの削減約束を行うことを求められない。
8. そうした途上加盟国については、削減を8年間で9段階実施する。基礎OTDSは、実施初日に20%削減される。残りの削減は、8段階で均等に毎年実施される。

新規加盟国

9. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ベトナム及びウクライナは、最も新しい新規加盟国（以下、“RAMs”）であるため基礎OTDSの削減約束を行うことを求められない。小規模低所得移行経済RAMs（新規加盟国）¹は、基礎OTDSの削減約束を行うことを求められない。総合AMSの最終約束水準を有するその他のRAMs（新規加盟国）の削減約束は、上記パラグラフ3(c)に示される関連削減率の3分の2であり、上記パラグラフ8の規定に従って実施される。

その他の約束

10. 後発開発途上加盟国を除く全加盟国は、上記で規定された基礎水準、年々および最終のOTDS約束水準を、金額ベースで譲許表第4部に譲許する。これらモダリティの下で如何なる削減約束も求められない途上加盟国は、基礎OTDSのみ譲許する。

11. これらモダリティの下で基礎OTDSの削減約束を有する加盟国は、約束は最小限の全体的な約束として適用される。実施期間中とその後において、各加盟国は、各OTDSの構成要素である貿易歪曲的支持の実施水準の合計が、譲許表第4部で示された年々及び最終のOTDS約束水準を超過しないことを保証する。

12. 農業協定は、上記条項との一貫性を確保するために、必要に応じ、既存の条項の改正を含めこれらのOTDSに関するモダリティを規定するために改正される。生産額のデータは、OTDS削減約束を行う全ての加盟国について、これらのモダリティへの添付に間に合うよう提供される。

B. 総合AMSの最終約束水準：階層方式

階層削減方式

13. 総合AMSの最終約束水準は、次の階層方式に従って削減される：

¹ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス共和国及びモルドバに適用される。

- (a) 総合AMSの最終約束水準が、400億ドル（譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額）より大きい場合は、削減は70%；
- (b) 総合AMSの最終約束水準が、150億ドルより大きく400億ドル（譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額）以下の場合は、削減は60%；
- (c) 総合AMSの最終約束水準が、150億ドル（譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額）以下の場合は、削減は45%。

14. 総合AMSの最終約束水準が相対的に高い（すなわち、1995-2000年における農業総生産額の平均の少なくとも40%）先進国は、属する階層に適用される水準より高水準の削減という形で、追加的な努力を行う。加盟国が第2階層に属する場合、追加的削減は上記パラグラフ13(a)とパラグラフ13(b)に示されている削減率の差に匹敵するものとする。加盟国が最下位階層に属する場合、追加的削減は上記パラグラフ13(b)と13(c)に示されている削減率の差の半分に匹敵するものとする。

実施期間と段階的削減

15. 先進加盟国については、総合AMSの最終約束水準の削減は、5年間で6段階実施される。上記パラグラフ13(a)とパラグラフ13(b)に示される上位2階層に属する先進加盟国は、実施の初日に25%の削減を実施し、それ以降は、5年間で毎年等量削減する。その他の先進加盟国は、削減は実施期間の初日に開始し、5年間で6回均等に実施する。

特別かつ異なる扱い

16. 途上加盟国に適用される総合AMSの最終約束水準の削減は、上記パラグラフ13(c)において先進加盟国に適用される削減率の3分の2とする。総合AMSの最終約束水準の削減は、実施期間の初日に開始し、8年間で9回均等に実施される。しかしながら、総合AMSの最終約束水準が1億USドル又はそれに満たない途上加盟国は、削減を要求されない。

17. G/AG/5/Rev. 8の文書で掲載されたNFIDCsは、総合AMSの最終約束水準の削減約束を行うことを求められない。

18. 農業協定6条2項の規定は変更されない。

新規加盟国

19. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ベトナム及びウクライナは、最も新しい新規加盟国であるため総合AMSの最終約束水準を行うことを求められない。小規模低所得移行経済RAMsは、総合AMSの最終約束水準の削減約束を行うことを求められない²。これらの加盟国の場合、債務支払を補填する融資と同様に、一般的に農業に利用できる投資補助、農業投入財への補助、融資コスト削減のための補助金も総合AMSの算定から除外される³。総合AMSの最終約束水準の削減

² 総合AMSの最終約束水準の約束を有する唯一の加盟国であるモルドバに適用される。

³ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス共和国及びモルドバに適用される。

約束を有するその他のAMSは、削減約束は、上記パラグラフ13(c)に示される削減率の3分の2であり、上記パラグラフ16の規定に従って実施される。

1.

その他

20. 農業協定18条4項は、その規定で言及されている状況に応じるために引き続き適用される。途上加盟国が、固定された外部基準価格に対して食料価格が異常かつ突然高騰した結果、そのAMSの計算において困難に直面する場合にも、十分な考慮が払われるとする。

C. 品目別AMSの上限

一般

21. 品目別⁴AMSの上限は、当該加盟国の譲許表第4部に、金額ベースで、以下のパラグラフに規定される条件に従って譲許される。

22. 米国を除く全ての先進加盟国について、譲許表に示される品目別AMSの上限は、農業委員会に通報されてきたウルグアイ・ラウンドの実施期間（1995-2000年）中の品目別AMSの平均とする。これらについては、各加盟国に対し個別品目ごとに、これらのモダリティの附属書において一覧表にされる。

23. 米国のみについては、譲許表に示される品目別AMSの上限は、農業委員会に通報されてきたウルグアイ・ラウンドの実施期間（1995-2000年）の品目別AMSの合計額の平均に、[1995-2004年の]期間中の品目別AMSの平均を比例的に乗じた結果として得られる数値とする。これらについては、個別品目ごとに、上記パラグラフで示されるこれらのモダリティの附属書において一覧表にされる。

24. 加盟国が、上記パラ22及びパラ23で示された基準期間後に、ウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項のデミニミス水準を上回る品目別AMSを計上し、かつ基準期間中にデミニミス水準を上回る品目別AMSの支出がなかった場合、譲許表に示される品目別AMSの上限は、モダリティ採択の日に先立つ直近2年間における農業委員会に通報されてきた品目別AMSの平均とする。

25. 上記パラ22及びパラ23で示された基準期間中の各年度における品目別AMSがウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項により規定されたデミニミス水準を下回っており、かつ当該加盟国がパラ24に規定される状況に該当しない場合には、当該品目に関して譲許される品目別AMSの上限は、金額ベースで示されるそのデミニミス水準としてよい。

26. 譲許された品目別AMSの上限は、実施期間の初日に完全に実施される。通報された直近2年間の品目別AMSの平均の方が高い場合には、上限は、その直近2年間の平均又は譲許された上限の130パーセントのいずれか低い方を開始点とし、3年間で均等に削減される。

特別かつ異なる扱い

⁴ “品目別”約束とは、ウルグアイ・ラウンド農業協定で使用されているものと同様の意味である。

27. 途上加盟国は、次の方法のいずれか一つを選択し、その選択された方法に従って、全ての品目について約束水準を譲許することによって、品目別AMSの上限を決定する。

(a) 農業委員会に通報された当該加盟国によって選択され得る基準期間

1995-2000年又は1995-2004年における品目別AMSの平均；又は

(b) 上記 (a) と同じ基準期間における、ウルグアイ・ラウンド農業協定 6 条 4 項に規定された、その加盟国の品目別デミニミスの 2 倍；又は

(c) ドーハ・ラウンドの実施期間における当該年における総合AMSの譲許水準の20%

28. 途上加盟国が品目別AMSの上限の決定の方法として上記パラ27 (a) を選択した場合には、当該加盟国は上記パラ24及びパラ25の規定の適用も受けられる。

29. 農業協定 6 条3は、これらのモダリティを反映するため、修正される。

D. デミニミス

削減

30. 農業協定 6 条 4 項 (a) に規定される先進国のデミニミス (すなわち、品目別デミニミスについては加盟国の基礎農産品の生産総額の 5 %、品目非特定デミニミスについては加盟国の農業総生産額の 5 %) は、加盟国の譲許表に金額ベースで示され、実施期間の初日から少なくとも50%削減される。さらに、実施期間中のいずれかの年において、毎年又は最終的なOTDSの約束水準を超えないことを確実にするために、このパーセンテージよりも低いデミニミスの水準が求められる場合には、デミニミスの権利とされる水準にそのような追加的な削減を行うものとする。

特別かつ異なる扱い

31. 総合AMS最終約束を有する途上加盟国については、現行のWTO上の義務下で許容されるウルグアイ・ラウンド農業協定 6 条 4 項 (b) に規定されるデミニミスの水準 (すなわち、品目別デミニミスの場合には加盟国の基礎農産品の生産総額の10%、品目非特定デミニミスの場合には加盟国の農業総生産額の10%) ⁵は、上記パラ30に規定される削減率を少なくとも 3 分の 2 に削減する。その実施に係るタイムフレームは、実施期間の初日から 3 年間。さらに、実施期間中のいずれかの年において、毎年の又は最終的なOTDSの約束水準を超えないことを確実にするために、このパーセンテージよりも低いデミニミスの水準が求められる場合には、デミニミスの権利とされる水準にそのような追加的な削減を行うものとする。

32. 総合AMS最終約束を有していない途上加盟国、総合AMS最終約束を有しているが自給的農家及び資源の乏しい農家にほとんど全てのデミニミスを配分している途上加盟国、又はG/AG/5/Rev. 8の文書に掲載されたNFIDCs (食料純輸入開発途上

加盟国)に該当する途上加盟国は、現行のウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項(b)に規定される品目別及び品目非特定のデミニミスに関する上限までのアクセスが現行のWTO上の義務下において同様に許容され続ける。

新規加盟国

33. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ベトナム及びウクライナは、最も新しい加盟国としてデミニミスの削減を行う必要がない。小規模低所得経済移行新規加盟国⁵はデミニミスの削減を行う必要がない。総合AMS最終約束を有し5%のデミニミス水準を有している他のRAMs(新規加盟国)については、上記パラグラフ30で示される削減率の少なくとも3分の1が削減され、その実施のためのタイムフレームは5年間延長される

その他

34. ウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項の規定は、これらモダリティを反映するため、修正される。

E. 青の政策

基本的な規律

35. 以下に示される国内支持の支払額は、以下のパラグラフに規定される制限に整合的である限り、その加盟国の現行の総合AMS水準の計算から免除されるが、その加盟国の青の政策の約束及びOTDSの目的のために計算される：

- (a) 生産制限計画による直接支払であって次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 一定及び不変の面積及び生産に基づいて行われる支払
 - (ii) 一定及び不変の基準となる生産水準の85%以下の生産水準について行われる支払
 - (iii) 一定及び不変の頭数について行われる家畜に係る支払

又は

- (b) 生産を要しない直接支払であって次に該当するもの：
 - (i) 一定及び不変の基準及び生産に基づいて行われる支払、又は
 - (ii) 一定及び不変の頭数について行われる家畜に係る支払、及び、
 - (iii) 一定及び不変の基準となる生産水準の85%以下の生産水準について行われる支払

36. 各加盟国は、この交渉ラウンドでのすべての青の約束について、(a)又は(b)のカテゴリーのいずれを選択したのかを譲許表で特定する。全ての加盟国に適用されるこのルールからの逸脱は、譲許表の最終決定に先立つ全加盟国の合意によることとなる。いかなる状況においても、特定の品目又は品目群に対して両方のカテゴリーが適用されることは許されない。

⁵ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス共和国及びモルドバに適用される。

37. 下記のパラ43に従って国内支持をAMSから青の政策へと移行する、又は下記のパラ47及び50に従って今次交渉妥結後に品目別の青の政策を導入しようとする国は、上記の基準に従っていずれかのカテゴリーを選択できるが、一度選択して譲許すれば、これに拘束される。

追加的規律

(a) 青の政策全体の上限

38. 青の政策の上記基準に従い、6条5項の下で支払われる支持の最大額は、存在する農業委員会への通報に基づく1995-2000年の基準期間中の農業総生産額の平均の2.5%を超えないものとする。この制限は、加盟国の譲許表第4部に金額ベースで示され、実施期間の初日から適用される。

39. 1995-2000年の基準期間中に、ウルグアイ・ラウンド農業協定6条5項の条件に即して、青の政策が貿易歪曲的国内支持において例外的に大きな割合-40%と定義-を占める加盟国の場合は、その加盟国の上限は、基準期間における平均の量に一定の削減率を乗じることにより決定される。その削減率は、当該加盟国が行う総合AMSの最終約束水準の削減率と同じとする。この青の政策の上限は当該加盟国の譲許表第4部で金額ベースで示され、譲許される。即時の実施が過度な負担となる場合には、そのような加盟国に対して2年までの実施期間が付与される。

(b) 品目別上限

40. 米国以外の全ての加盟国にとって、青の政策として特定の品目に支出され得る支持の上限額は、1995-2000年の期間のウルグアイ・ラウンド協定6条5項(a)及び農業に関する委員会への通報に適合した当該品目への個別品目レベルでの平均支出額とする。これらの品目別上限は個別品目レベルで金額ベースで示され、その形でこれらのモダリティに添付され、当該加盟国の譲許表第4部で譲許されるとともに、実施期間の初日から適用される。

41. 1995-2000年の期間全体にわたって6条5項(a)に適合した青の政策の支出がなされていない場合、当該加盟国は当該期間において少なくとも3年連続して通報されていれば、当該期間における通報年の平均支持額を使用する。

42. 米国にとって、上記パラ35(b)の下での特定の品目に支出される支持の額は、青の政策全体の上限(1995-2000年の期間における農業総生産額平均の2.5%)を、2002年農業法の下で法的に定められた個別品目レベルでの品目別の最大支出許容額の比率で按分して得られる品目別平均額の[(110)(120)]%を超えないものとする。これらの品目別上限は個別品目レベルで金額ベースで示され、その形でこれらのモダリティに添付され、当該加盟国の譲許表第4部で譲許される。

43. 品目別の青の政策の許容額は、1 : 1（綿花の場合は異なり、その比率は2 : 1とする）で対応した不可逆的な品目別AMS上限の削減が、当該品目でなされる場合には、上記パラ40-42の下で決定される上限を超えてもよい。

44. これ（AMSから青の政策への移行）が今次交渉が行われている時点で生じた場合には、この「移行」を説明する十分な文書が提示されなければならない。それは、一方では上記の方法が適用された場合に譲許表に記載されることとなる品目別AMS上限を、他方では上記の方法が適用された場合に（譲許表）に記載されることとなる青の政策の支出額を、（移行の）出発点として立証可能であるよう確実に示したものでなければならない。

45. これ（AMSから青の政策への移行）が改革過程の継続の結果として、譲許後や実施期間中に生じた場合には、譲許された品目別の青の政策の上限の新設又は増加に応じて、譲許された品目別AMS上限の削減が、正確に対応されなければならない。

46. いずれの状況においても、青の政策全体の上限はいかなる場合にも超えることはできない。

47. 上記にかかわらず、ある特定の品目について、上記の規定で定められる青の政策の上限に照らして品目別の青の政策の支払がなく、かつ、基準期間にその特定の品目のAMS実績がない場合は、品目別の青の政策の上限は、当該品目への支持全体が青の政策全体の上限の5%を超えず、単一品目に対する最大額が青の政策全体の上限の2.5%で、かつ、青の政策全体の上限が守られている場合に、その品目に対して設定できる。この規定は、上記パラ35（a）の条件に合致する種類の直接支払を有する先進加盟国に適用され、今次交渉ラウンドの約束のために1度限り適用できる規定である。金額及び該当品目は譲許表に示されなければならない。

特別かつ異なる扱い

48. 途上加盟国については、上記パラ38に示される支持の最大許容額は、加盟国の選定に応じて1995-2000年又は1995-2004年の基準期間における農業総生産額の平均の5%とする。この上限は途上加盟国の譲許表第4部で金額ベースで示され、譲許される。しかしながら、今次交渉の妥結後にAMSから青の政策への移行がある場合には、当該途上加盟国は、その時点に利用可能な直近5カ年の期間を基準期間として選定することができる。

49. ある品目が、基準期間において、農業総生産の平均額に占める割合の25%を超え、かつ、年々の総合AMS約束水準の平均の80%を超える場合には、AMSから青の政策へ1 : 1で不可逆な移行を選択した途上加盟国は、前述のパラグラフにおいて規定される青の政策全体の上限を超える場合においても、それを行うことができる。

50. ある特定の品目について、途上加盟国が上記の規定で定められるその品目についての青の政策の上限に照らして品目別の青の政策の支払がなく、かつ、基準期間にそれについてAMS実績がない場合、品目別の青の政策の上限は、そのような品目全体に対する支持の総計が青の政策全体の上限の30%を超えず、単一品目に対する最大額が青の政策全体の上限の10%で、かつ、青の政策全体の上限が守られている場合に、その品目に対して設定できる。

新規加盟国

51. 新規加盟国については、上記パラ38で示された支持の最大支出額は、当該関係国の選択により、1995-2000年又は1995年-2004年の基準期間における農業総生産額の平均の5%とする。しかしながら、今次交渉の妥結後にAMSから青の政策への移行がある場合には、当該加盟国は、その時点にデータが利用可能な直近5カ年の期間を基準期間として選択することができる。

その他

52. 農業協定6条5項は、上記モダリティを反映するよう修正される。

F. 緑の政策

53. 農業協定附属書2は、本文書の附属書Bに示されているとおり修正される。

G. 綿花：国内支持

綿花に対する支持の削減

54. 綿花の開発の側面は香港閣僚宣言パラ12に規定されたとおりに対処される。綿花に対するAMS支持は、以下の方式に従い削減される。

$$R_c = R_g + \frac{(100 - R_g) * 100}{3 * R_g}$$

R_c = 綿花に適用される具体的な削減率

R_g = AMSの一般的な削減率

55. これを、1995年から2000年までsupporting table DS:4に加盟国が通報した総計の算術平均として計算された支持の基準額に適用する。綿花に適用される青の政策の上限は、前条で規定した方法で定められる品目別上限の3分の1とする。

実施

56. 綿花の貿易歪曲的国内支持の削減は、実施期間の3分の1の期間で実施する。

特別かつ異なる扱い

57. 上記パラ27を含めて、この協定の関連規定が適用されることとなる綿花に係る

AMS及び青の政策の約束を有する途上加盟国には、上記パラ54で規定した水準の3分の2の削減率を適用する。

58. 途上加盟国は、先進加盟国よりも長い期間を通じて綿花に対する約束を削減する。

II. 市場アクセス

A. 関税削減のための階層方式

削減における基本的事項

59. 策定される他の特定の規定に従いつつ、全ての最終譲許税率⁵は、以下のパラグラフに規定される階層方式により、削減される。

60. 非従価税の最終譲許水準を階層方式の適切な階層に当てはめるため、加盟国は、関連規定とともに、2006年7月12日文書 (TN/AG/W/3) の附属書Aの従価税換算値 (AVE) の計算方法に従う。計算された従価税換算値は全て、モダリティの附属書に掲載される。

階層方式

61. 先進加盟国は、次の階層方式に従って最終譲許税率を5年間等量で削減する：

- (a) 最終譲許税率又は従価税換算値が0超20%以下の場合、削減は50%；
- (b) 最終譲許税率又は従価税換算値が20%超50%以下の場合、削減は57%；
- (c) 最終譲許税率又は従価税換算値が50%超75%以下の場合、削減は64%；及び
- (d) 最終譲許税率又は従価税換算値が75%超の場合、削減は[(66) (73)]%。

62. 先進国が実施することが求められる最終譲許税率に対する最低平均削減率⁶は、[54]%とする。下記のセクションBで概説される重要品目の扱いと、熱帯産品とタリフエスカレーションに関してこれらのモダリティのいずれかで規定される追加的な削減も含め、上記の階層フォーミュラの扱いを適用することによって平均削減率が54%より小さくなる場合には、その目標値に達するよう、全階層で比例的に追加的な努力が求められる。

63. 下記パラ66に掲げる場合を除き、途上国は、以下の階層方式により、最終譲許税率を8年間均等に削減するものとする。：

- (a) 最終譲許税率又は従価税換算値が0超30%以下の場合、削減はパラ62(a)の先進国の削減率の2/3；
- (b) 最終譲許税率又は従価税換算値が30%超80%以下の場合、削減はパラ62(b)の先進国の削減率の2/3；

⁵ ここでは、加盟国の譲許表セクション1-Aで特定されるすべての枠外税率を指す。枠内税率は関連するパラグラフの下での約束に従う。

⁶ すなわち、実施された削減の平均。

- (c) 最終譲許税率又は従価税換算値が80%超130%以下の場合、削減はパラ62(c)の先進国の削減率の2/3; 及び、
- (d) 最終譲許税率又は従価税換算値が130%超の場合、削減はパラ61(d)の先進国の削減率の2/3

64. 途上国がこのフォーミュラ適用の結果として約束することが求められる最高平均削減率⁸、以下のセクションBで概観されている重要品目の取扱いを含め、36%とする。上のフォーミュラ適用により、平均削減率が36%より大きくなる場合には、当該途上国はその最高平均削減率以下に収まるよう、階層間で比例的により低い削減率を適用するとの柔軟性を有する。

65. 小規模脆弱経済国⁹は、譲許を行っているものの、全体的に低譲許であって、以下のパラ120で示された選択肢を用いることを選んだ国も含めて、パラ63で特定される削減率を各階層で更に従価税換算値で10%下回る削減率を適用する権利を有する。

新規加盟国

66. 新規加盟国は、各階層の関税削減率について、パラ63で途上国に階層方式が適用される場合の削減率を、従価税換算値で8%少なくする権利を有する。全ての新規加盟国は、10%以下の最終譲許税率については、譲許税率の削減から免除される。

67. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ベトナム、トンガ、ウクライナは、最も新しい加盟国、かつ小規模低所得移行経済新規加盟国¹⁰として譲許税率の削減を求められない。

68. 他の全ての新規加盟国については、このモダリティに基づく約束の実施期間がWTO加盟時の約束の実施期間と重複している場合、このタリフラインに関するモダリティに基づく約束の実施期間の開始は、加盟約束の実施期間の終了後1年後とする。

69. 新規加盟国の実施期間は、途上国の実施期間終了後2年まで延長することができる。

70. より具体的な規定は、この文書の関連部分に記載されている。

⁹ 関係する国々は、パラグラフ151にて記載された基準を満たしており、附属書Iに記載されている国である。枠組み合意で明らかにされたように、小規模脆弱経済国(SVEs)については新しい加盟国の小分類を作ることは意図されていない。そうした原則を心に留めつつ、以下の加盟国については、この扱いが大雑把に相対的に適当であると考えられるとの前提で、SVEの加盟国でなくとも、当該加盟国自身が利用することを選べば、この扱いを受ける資格があると考えられる(コンゴ、コートジボワール及びナイジェリア。加えてパラ147の基準に合致することを示すデータを提供可能な加盟国)。

これに加え、ボリビアは、パラ142で提供されているものと同様の措置を、例外的に利用することができる。

¹⁰ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス及びモルドバに適用される。

B. 重要品目

指定

71. それぞれの先進加盟国は、タリフラインの[(4)(6)]%までを重要品目として指定する権利を有する。タリフラインの30%以上が最上階層に属する加盟国は、パラ75に掲げる条件に従い、重要品目の数を2%増やすことができる。関税を6桁で譲許していることにより、タリフラインの絶対数で不均衡な制限を強いられる場合には、当該加盟国はその権利を同様に同じ量増やすことができる。

72. 途上加盟国は、タリフラインの1/3分多い数までを重要品目として指定する権利を有する。

取扱い—関税削減

73. 加盟国は、重要品目に指定された品目の最終譲許税率について、指定しない場合に要求される階層削減率からの乖離が認められる。この乖離は、階層方式削減で求められる削減率の1/3、1/2、2/3とする。

関税割当拡大

74. 上記のパラ71及び以下のパラ75-77に係る規定の適用による先進加盟国の関税割当は、乖離2/3が使われる場合、物理的単位で表した国内消費量の最低[(4)(6)]%の新しいアクセス機会を導くものとする。他方、乖離1/3が使われる場合、新しいアクセス機会は、その割合から1%を超えない範囲で少ない割合とする。乖離1/2が使われる場合、新しいアクセス機会は、その割合から0.5%を超えない範囲で少ない割合とする¹¹。

75. 加盟国がパラ71に沿って、重要品目の数を増やす権利を有し、その権利を行使することを選択する場合は、全先進国について適用される規定割合の品目に対しては、パラ74に掲げる拡大幅が維持される。パラ71により、加盟国が更に2%を重要品目に指定するためには、当該加盟国は、乖離の幅にかかわらず、重要品目に指定する品目について、通常提供される拡大に加え、さらに国内消費量の0.5%の拡大達成されることを確保する義務を有することとなる。

76. 全ての関税削減（重要品目の乖離後の削減を含む）の適用後も、先進加盟国¹²が従価税100%を超えるタリフラインを有する場合には、それらのタリフラインが重要品目に指定され、その加盟国の重要品目の全体の数の範囲内であり、かつ、該当するタリフライン¹³について国内消費量の0.5%分だけの更なるTRQ拡大を適用

¹¹ 関税割当拡大の計算については、附属書Cを参照。

¹² 途上加盟国については、ここでいう関税の基準値は従課税150%とし、対象タリフライン数の制限は、パラ72の規定に合致するよう、先進加盟国に対する制限より3分の1多いこととする。加えて、途上加盟国が特別品目の権利を適用する場合は、関税の基準値は適用しない。

¹³ 直前のパラで述べられているパラ71を通じて重要品目の数を2%追加する加盟国が本規定も適用する場合は、本パラで述べられている消費量の0.5%TRQ追加拡大については、該当するタリフラインの数が、既に消費量の0.5%TRQ追加拡大を提供している2%より多い場合に限り、またその範囲内において、適用する

する場合に限り、それらを維持できる。[特定の加盟国¹⁴は、(a) タリフライン数の1～2%を超えない範囲で、かつ (b) 全ての重要品目について国内消費量の0.5%分だけの更なるTRQ拡大を行う、又は該当するラインについて、通常求められる実施期間より2年早い期間で関税削減を実施する、又は5%大きい削減を行う場合は、重要品目以外であっても従価税100%超のタリフラインを有することができる。]

77. 既存の譲許関税割当量が既に国内消費量の10%以上の場合、パラ74に規定された国内消費量に占めるある割合で関税割当拡大を行うという義務はそれぞれの乖離について0.5%削減し得る。既存の譲許関税割当量が国内消費量の30%以上の場合、パラ74に規定された国内消費量に占めるある割合で関税割当拡大を行うという義務は、それぞれの乖離について1%削減し得る。

78. 上記パラ73に規定された重要品目の乖離の権利を行使する途上加盟国に対しては、先進国の2/3の関税割当拡大が適用される。途上加盟国の国内消費量には、自給生産の自家消費は含まれないものとする。あるいは、途上国は、重要品目に関する権利として、以下のオプションを選択することもできる。(a) 通常求められる実施期間より3年長い実施期間で、階層削減方式によるフルカット (b) 重要品目の3分の2以下の品目に対し、通常適用される階層削減率より4分の1 (25%) 小さい削減率で、パラ63で求められる乖離より小さい乖離をとること。このような品目に対し、関税割当拡大は求められないが、関税削減は通常求められる実施期間より2年間短い期間で実施する。

79. 重要品目の関税割当拡大は譲許され、全ての国に対してMFNベースでのみ適用されるものとする。初回の実施は、実施期間の初日に行われ、追加される国内消費量の合計の最低4分の1の実施となる。残りの全体の4分の3が、3段階に分けて、その後の12ヶ月の各期間の満了時に実施されることとなる。

80.

次のいずれか：

いかなるタリフラインも、ドーハラウンド前に既に関税割当の対象となっていなければ、重要品目に指定して関税割当の対象とすることができない。

又は：

加盟国は、ドーハラウンド前に既に関税割当の対象となっていたか否かにかかわらず、いずれのタリフラインも重要品目に指定することができる。

C. その他の要素

タリフエスカレーション

81. 以下に規定されるタリフエスカレーションの方式は、附属書Dに掲載される一

¹⁴ アイスランド、日本、ノルウェー、スイス

次産品と加工品のリストに適用される¹⁵。

82. 階層方式の関税削減フォーミュラの適用に加えて、タリフエスカレーションは、以下の方法で対処される。

83. 加工品が属する（最高階層を除いた）階層における最終譲許税率に適用される削減をする代わりに、加工品は、階層方式に従い1段上の階層の関税に適用される削減を行う。最高階層に属する加工品は、階層方式に従い適用される削減率に従価税6%を加えた削減率を適用して削減する。

84. これらの補完的な削減は、次の2つの状況においては、関連品目について緩和される。第1に、一番下の階層の場合は除きいかなる階層においても、通常関税フォーミュラ適用後の加工品と一次産品の間に関税の絶対差が従価税で5%以下の場合、タリフエスカレーションによる更なる調整は必要としない。

85. 第2に、タリフエスカレーションの調整フォーミュラの適用により、加工品の関税が一次産品に適用されるよりも低くなる場合、タリフエスカレーションの調整フォーミュラは完全には適用されない。このような場合、加工品の関税削減率は、加工品の最終譲許税率が一次産品の最終譲許税率より同じ程度、ただし、それ以下にはならないことが確保されるよう緩和される。

86. タリフエスカレーションの取扱いは、重要品目に指定される品目には適用されない。熱帯産品としての関税削減がタリフエスカレーションのフォーミュラを適用した場合の関税削減よりも大きくなる場合は、熱帯産品としての関税削減が適用される。

87. このモダリティは先進国及びそうすべき立場にあることを宣言する開発途上国にも適用される。

一次産品

88. 一次産品に対するタリフエスカレーションによる悪影響が、階層方式やタリフエスカレーションに対する特定の措置を通じて排除されなかった場合、加盟国は一次産品依存国とともに、満足のいく解決方法を得るよう取り組まなければならない

89. これに合致する形で、以下の手法が適用可能。

- (a) 一次産品依存途上加盟国は、単独であるいはグループとして、タリフエスカレーションに対処するため、自らにとって関心ある産品を特定及び提示する。

¹⁵ このモダリティの規定に合致していることは、タリフエスカレーションが事実として引き続き存続するか否かを予断するものではない。

これらは、モダリティの一部として採択される。これにより、タリフエスカレーションとして対処すべき品目の組み合わせが示される。

- (b) 先進国及びそれを行う立場にあることを宣言している途上国は、特定された製品についてタリフエスカレーションの削減を行うものとする。
- (c) 実施期間終了時に、特定の一次産品と加工品との違いが、階層方式、熱帯産品および麻薬代替品の自由化もしくはタリフエスカレーションを通じた削減の複合的な効果が十分であるとみなされない場合には、合意した規定のパーセント幅を超えないものとする。

90. 一次産品貿易に影響を与える非関税措置の撤廃に関する交渉に係る適切な手続に関する規定も定めることとする。

91. この作業は、モダリティ後の段階において遅くとも譲許表の段階までに結論が得られるよう継続されるものとする。事務局はこの期間中一次産品依存途上加盟国を支援するため技術的な支援を提供する。

92. 安定的かつ公平で利益を生む水準で、農業一次産品の輸出価格を安定化させるため、政府間商品協定を含め、加盟国が適切な方法を採用することにより共同行動を実施する可能性を保証するための規定が策定される。とりわけ、WTO加盟国が農業一次産品の輸出の「安定的かつ公平で利益を生む価格」を保証するために国際協定を通じて「共同行動」をとることを定めている1994年のガット第4編の貿易と開発の章の38条の規定は、以下のパラ96において言及されている20条(h)の役割と併せて考えれば、「協定」という文言は、全ての利害関係のある生産国と消費国が参加する一次産品協定と一次産品依存の生産国だけが参加する協定の両方が対象とされるという理解が農業協定において反映されるよう、見直され、明確化され、改良されるべきである。

93. 上記のパラグラフの規定に従った政府間商品協定の交渉及び採択は、生産国及び消費国共同で、あるいは一次産品依存生産国のみのどちらかの方法により行われる。

94. そのような政府間商品協定は、それらの国々自身によって協議、採択されるか、WTO、UNCTAD、または国際的一次産品機関の主催の下の協議の後採択される。

95. 政府間商品協定は、国際的に、あるいは地域をベースに協議、採択される。

96. そのような合意により、生産者組合の参加が提供されることもある。

97. 1994年のガット20条(h)の一般例外規定は、関心のある一次産品生産国のみ

が締約国の政府間商品協定にも適用される。

98. 技術的支援は、特に一次産品の世界市場の改善と政府間商品協定の採択と実施のために提供される。

99. 上記パラ97及び98の規定に従って技術的支援を提供するために国際貿易及び他の機関より必要とされる財源は、貿易のための援助を管理するためにWTOに設置された仕組みを通じて監視される。

関税簡素化

100. いずれの関税についても、現在譲許されている関税形態より、複雑な形態での譲許を認めない。全ての簡素化された譲許税率は、その当初のより複雑な関税を超えて上回ったものとなってはならない。

101. [全ての品目の譲許関税について、2006年7月12日の文書（TN/AG/W/3）の附属書Aに記載された計算方法を用いて、単純な従価税とする。]

102. どの場合においても、複雑なマトリックス関税のような、特に複雑な形態の譲許税率は、従価税か従量税に変換される。これらに従量税又は従価税に変換するための方法は、2006年7月12日の文書（TN/AG/W/3）の附属書Aに記載された従価税換算の計算方法による。

103. このような変換を行う途上国のために、この結果を達成するために、2年間追加的に長い実施期間が与えられる。LDCには、これらの変換が免除される。

104. 簡素化された関税は加盟国の譲許表案に示される。提案されるすべての簡素化の場合において、加盟国は簡素化された関税が当初の複雑な関税に対応し、かつ、その当初の複雑な関税を超えて上回ったものではなく、また、提案される簡素化された関税が、合意された方法論に沿ったものである、ということを示す根拠となるデータを提出する。全加盟国は、提案される簡素化を評価するための時間を十分に与えられ、簡素化を行う約束した加盟国は、提案される変換内容に関してなされる質問事項に建設的な回答をしなければならない。求めに応じて、WTO事務局は、技術的な事項についての助言や、途上国に対する技術的な支援を行う。

関税割当

105. 譲許枠内税率¹⁶先進国に対しては、枠内税率は全て（50-70%）の削減率又は（0-15%）への削減の、関税率がより低くなる方の削減が行われる。これは、最恵国待遇ですでに5%かそれ以下の従価税となっているいかなる枠内税率も実施期間

の1年目の終わりにゼロに削減されなくてはならず、その場合を除き、階層方式による最終譲許税率の削減と同じ時間枠で実施される。途上国に対しては、枠内税率は、上記の先進国に対する削減率の半分の削減がなされる。しかしながら、先進国に求められるような、より低くなる領域への削減や、5%かそれ以下の従価税がゼロになるような削減率は求められない。削減は、途上国に対する階層方式による最終譲許税率の削減と同じ時間枠で実施される。RAMに対しては、関連する削減はさらに、先進国に求められる削減率の1/3となる。10%以下の枠内税率は削減を求められない。最も新しい加盟国とであるサウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ベトナム、トンガ、ウクライナおよび小規模低所得経済移行新規加盟国¹⁷はいかなる削減をも求められない。

(c) 関税割当の運用

106. 譲許された農産品の関税割当の運用は、輸入許可手続に関するウルグアイ・ラウンド協定における「輸入許可」の一例としてみなされる。したがって、当該協定は、農業協定及び以下の更に具体的な追加的義務に従いつつ、完全に適用される。

107. 当該協定の1条4(a)に規定される事項について、農産品の関税割当は交渉され譲許された約束どおりに、関連情報の公表は該当する関税割当の開始日の少なくとも90日前までに行われなければならない。申請を必要とする場合、90日は申請開始に当たっても、前もって知らせるにあたり最小限の日数となる。

108. (当該協定の)1条6について、譲許された農産品の関税割当の申請者は、1つの行政機関に対してのみ申請すべきこととする。

109. 当該協定の3条5(f)に規定される事項について、申請の処理に要する期間は、無条件に、申請を「先着順」に処理する場合には30日を、すべての申請を「同時」に処理する場合には60日を超えてはならない。したがって、許可の付与は、関税割当の開始日以降に行ってはならない。ただし、後者の場合について、協定第1条6の下で許容される申請の延長がなされる場合にはこの限りでない。

110. (当該協定の)3条5(i)について、譲許された農産品の関税割当の許可の発給は、経済的に有意の量でなされなければならない。

111. 関税割当の未消化率は通報しなければならない。

112. (関税割当の)運用手続が、当該協定の「措置を実施するために絶対に必要とされる限度を超えて事務的に負担となってはならない」という3条2の規定に適合

¹⁷ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス共和国及びモルドバに適用される。

していることが確保されるよう、輸入加盟国は、未消化の関税割当を通じたアクセスが「絶対的な必要性」の基準で要求される水準以上に抑制的な運用手続きによるものではないことを確保しなければならない。

113. 割当業者の保持する許可が、同じ状況下で通常の商業者であれば追随すると期待されるもの以外の理由のために、十分に利用されていない様相を呈した場合に、許可を与える加盟国は、未消化の原因を分析し、(当該協定の) 3条5 (j) に規定される新たな許可の配分を検討する際に、このことに十分な考慮を払わなければならない。

114. 関税割当が未消化であるが、実際、このことに対する合理的な商業的理由がないように見えることが明白な場合、輸入加盟国は、未消化の割当を有している割当業者に対して、他の潜在的なユーザーに利用させる用意があるのかどうか聴取しなければならない。当該輸入割当を(例えば国別割当の結果として) 第3国の割当業者割当とが保有している場合、輸入加盟国は当該割当の保有者に対してその要請を伝えなければならない。

115. 当該協定の3条5 (a) (ii)について、加盟国は、協定1条11の条件に従って可能であり、かつ(又は)輸入者の同意が得られる限り、譲許された農産品の関税割当許可を有している輸入者の連絡先の詳細が利用可能となるようにしなければならない。

116. 加盟国は附属書Eに示された手続に従って効果的な再配分メカニズムを提供しなければならない。

特別セーフガード (SSG)

117. 先進国は、
次のいずれか

SSGを廃止する。

又は、

SSGが適用可能なタリフラインの数を、譲許されるタリフラインの1.5%まで削減する。

118. 開発途上国については、
次のいずれか

SSGの諸条件は、ドーハ・ラウンド交渉の結果を反映させるために関係する関税率が

更新されることを除き、ウルグアイ・ラウンド農業合意の諸条件から変更しない。

又は、

SSGの範囲はタリフラインの3%以内に削減することとし、SSGの諸条件は、ドーハ・ラウンド交渉の結果を反映させるために関係する関税率が更新されることを除き、ウルグアイ・ラウンド農業合意の諸条件から変更しない。

119. 農業協定5条は、これらのモダリティを反映するよう改正される。

D. S&D (途上国に対する特別のかつ異なる扱い)

特別品目

120. 途上加盟国は、食料安全保障、生計保障、農村開発の基準に基づくインディケータ¹⁸を指針とし、特別品目を自ら指定する権利を有する。特別品目として自己指定することができるのは10~18パーセントのタリフラインとする¹⁹。ラインの6パーセントまで削減率ゼロとすることができる/いかなるラインも削減率ゼロとすることができない。全体の平均削減率は、どの場合にしても、10~14パーセントとする。

121. 小規模脆弱経済国(それには譲許に上限を付しており全体的に低い譲許である国を含む。)については、その選択に応じて、パラ65により認められる緩和された階層削減方式の適用に加えて、上記の特別品目の権利が認められる。または、これらの国々は、階層方式を適用せず、事実上、特別品目として選択するのと同じくらい多くのタリフラインを指定することを通じて、単に全体の平均削減率24%が満たされればよいとすることができる。こうして選択されたタリフラインには最低削減率の適用はなく、また、インディケータによることが求められない。

122. 新規加盟国の場合には、特別品目の最大数は、上記パラ120で規定される数よりも10分の1多いものとし、達成すべき全体の平均削減率は、さらに10分の1削減できる。

特別セーフガード措置 (SSM)

123. SSMはその使用に関して事前の品目制限を行わない。言い換えれば、原則として、SSMは全てのタリフラインで発動することができる。価格ベース及び数量ベースの双方のSSMが使用可能である。しかしながら、いかなる事情があっても、あらゆる品目について、価格ベース及び数量ベースのSSGを同時に適用することはできない。また、SSG、GATT19条に基づく措置、又はセーフガードに関する協定に基づく措置が実施される際には、いずれのSSMも適用されることはない。

¹⁸ 附属書F参照。

124. 数量ベース SSM に関しては、直近 3 年間の輸入移動平均（以下「基準輸入量」という。）を基礎に適用される。この基準に従って、適用対象のトリガー及びレメディは以下のとおり定められる。

- (a) 年間の輸入量が基準輸入量の 110 パーセント超かつ 115 パーセント以下の場合、実行税率に課される最大追加関税は現在の譲許関税率の 25 パーセント又は 25 パーセントポイントのいずれか高い方を越えないものとする。
- (b) 年間の輸入量が基準輸入量の 115 パーセント超 135 パーセント以下の場合、実行税率に課される最大追加関税は現在の譲許関税率の 40 パーセント又は 40 パーセントポイントのいずれか高い方を越えないものとする。
- (c) 年間の輸入量が基準輸入量の 135 パーセント超の場合、実行税率に課される最大追加関税は現在の譲許関税率の 50 パーセント又は 50 パーセントポイントのいずれか高い方を越えないものとする。
- (d) 形式上、これらのトリガーには適合するが、輸入の絶対水準が国内生産量及び消費量との関係で明らかに無視できるほどわずかである場合には、レメディは適用されない。

125. 譲許された関税割当約束の下における輸入は、数量ベース SSM（数量の増加の原因が全体としてドーハの段階的实施の下での譲許された関税割当拡大によるものである場合を除く。）の発動に必要な輸入量にカウントされる。しかし、関税割当約束の輸入に対して追加関税を課することはできない。

126. 価格ベースの SSM については、途上国の関税領域に入荷される積み荷²¹の CIF 価格²⁰が、当該国の通貨ベースで、データ利用可能な直近 3 年間における当該品目の MFN ベースの²³月平均価格の 85% であるトリガー価格²²を下回った場合に適用される。その際、輸入時に、途上国の国内通貨が輸入前の 12 ヶ月間で通常と評価される国際通貨に対して少なくとも 10% 価値を下げた場合には、輸入価格は、上記 3 年間の国際通貨に対する国内価格の平均的な為替レートを用いて計算される。

127. 価格ベース SSM のレメディは入荷毎に適用される。その追加関税は当該積み荷の輸入価格とトリガー価格の差の 85 パーセントを超えないものとする。

²¹

²⁰ 以下「輸入価格」とする。

²¹ 当該入荷される品目の量が、輸入加盟国の税関領域に入荷される品目の通常の商業的な入荷量の範囲でない限り、パラ 135 及び 136 の目的で入荷は考慮されない。

²² トリガー価格は、他の加盟国が当該追加関税を評価できるよう必要な程度で、公に開示され、入手可能としなければならない。

²³ 以下「参考価格」とする。このパラグラフの規定の発動のために用いられる参考価格は、当該品目の CIF 単価の月平均とする。

²² トリガー価格は、他の加盟国が当該追加関税を評価できるよう必要な程度で、公に開示され、入手可能としなければならない。

128. 途上加盟国は、原則として、当該年における関連品目の輸入量が明らかに減少している場合又は国内価格水準への影響があり得ず明白に無視できる水準である場合には、価格ベース SSM を使用することはできない。

129. 数量若しくは価格トリガーの算定又はこの章の関連規定に従った措置の適用については、MFN 貿易ベースのみとする。

130. 価格ベース又は数量ベースの SSM の下で問題となる品目の入荷であって、追加関税課税の発動前に契約を了し、かつ、輸出国における税関手続きを完了後の輸送段階にあるものは、そのような追加関税の適用から除外される。ただし、次の 12 カ月間で数量ベースの SSM が適用され得る場合、当該 SSM の発動の目的で、問題となる品目の入荷がその期間でカウントされる。

131. 数量ベース SSM は措置の最初の発動から最大 12 ヶ月の間維持することができる。ただし、季節的産品が含まれる場合はこの限りでなく、この場合、当該 SSM は最大 6 カ月間又はその実際の季節性をカバーするために必要な期間のどちらか長い期間適用できる。直後の（継続する）期間においては、3年間の移動平均には SSM が実施された直前の期間の輸入を含めることとする。しかしながら、このことが 3年間の移動平均を、SSM 発動年を下回る水準まで低減させてしてしまうという影響がある場合には、発動年のトリガー水準を適用する。いかなる品目も 2 期連続を超えて継続して数量ベース SSM の発動の対象とはならず、かつ、このような継続適用があった場合には、さらなる 2 期間が経過するまで再度発動できない。

132. SSM の運用は、透明性の高い方法で実施され、発動されうる措置についての基礎情報を十分に得られるよう、輸入量と輸入価格の周年平均を算出する基礎がすべての加盟国にとって入手可能となるようにしなければならない。措置を発動するすべての途上国は、追加的な SSM 関税により影響を受けるタリフラインについて、関係するデータを含めて提示しつつ、実行可能な範囲で前もって、もし可能でなければ、実施後遅くとも 15 日以内に、農業委員会に文書で通報することとする。措置を発動する加盟国は、利害関係国に対して、措置の適用条件に関して協議する機会を与えなければならない。

133. 上記のトリガー及びレメディに関する規定については、ドーハ前の譲許関税率が上限として尊重されると共に優先するとの限度の下で適用する。

134. 上記にかかわらず、後発開発途上加盟国については、上記規定によって適用される最大のレメディがドーハ前の譲許関税率を超えるとしても、ドーハ前の譲許税率を超える最大増加分が現在の譲許税率の 40 従課税パーセントポイント又は 40 パー

セントのうちいずれか高い方を超えないことを条件として、上記に規定される最大のレメディを適用してよい。この規定は、措置の適用について他の関連する全ての条件が満たされていることが前提である。

135. [このモダリティの脚注10で言及されているSVEについては、所定の期間において最大タリフラインの(10-15)パーセントまで、上記規定によって適用される最大のレメディがドーハ前の譲許関税率を超えるとしても、ドーハ前の譲許税率を超える最大増加分が現在の譲許税率の20従課税パーセントポイント又は20パーセントのうちいずれか高い方を超えないことを条件として、上記に規定される最大のレメディを適用してよい。この規定は、措置の適用について他の関連する全ての条件が満たされていることが前提である。

136. 前述した途上加盟国を除く他の途上加盟国については、レメディの最大値がドーハ前の譲許関税率を超えるとしても、(a) ドーハ前の譲許税率を超える最大増加分が現在の譲許税率の15従課税パーセントポイント又は15パーセントのうちいずれか高い方を超えないこと (b) 所定の期間における規定の発動可能な品目数が2-6品目²⁴を超えないこと (c) 2以上の期間にわたっては認められないことを条件として、上記に規定される最大のレメディを適用してよい。この場合、他の全ての規定が適用される。

137. 農業協定の関係条文は、上記のモダリティを反映するよう改正される。

熱帯産品及び麻薬代替品の完全自由化

138. 附属書Gに示された熱帯産品及び麻薬代替品について、階層削減の結果に加えて、以下のモダリティを適用する。

139. **次のいずれか：** [譲許税率が従価税で25%以下の場合、0%まで削減される。従価税で25%以上の場合、適用される関税削減率は85%とする。附属書のリストに示された品目のいずれも、重要品目の取扱いをすることはできない。全ての先進加盟国について、これらの削減の実施は、4年間で均等に実施される。]

又は： [関税が10%以上の場合、上記のパラ61(d)に示された削減とする。ただし、最高階層に適用されるタリフエスカレーションの関税削減率を従価税で2パーセントポイント上乘せした削減率で削減される最高階層の関税は除く。10%以下の関税の場合、0%に削減する。]

これらの削減は、通常関税削減の実施期間に沿って、先進加盟国によって実施される。そのような状況にあると宣言している途上加盟国は、熱帯産品について、階

²⁴ この規定においては、「品目」は HS6桁レベルで認識可能であり、6桁レベルでの品目毎に最大[4~8]のタリフラインが含まれると理解される。

層方式で求められる削減を超えて、追加的な削減を実施することが推奨される。]

長期特恵及び特恵浸食

140. 次のいずれか：附属書Hに掲げられた品目について、そのリストにある品目は10年間関税削減が行われない。関税削減はその後開始され、その後5年間毎年等量で削減される。

又は：附属書Hに掲げられた品目については、

- (a) ドーハ前のMFNの譲許関税は10%を超える従価税であること、かつ、
- (b) 直近の3カ年にわたり、長期に渡り特恵を受益している国からの貿易総額が5万米ドルを超えていること又は長期に渡り特恵を受益している国から当該市場への農産物貿易の総額の3%を占めること、かつ、
- (c) 関連市場において制約のない長期の特恵資格を有すること

長期に渡って特恵を認めている加盟国による関税削減は、階層方式の下での途上加盟国が行う関税削減の実施期間よりも2年長い期間にわたって、毎年等量で行われる。

この規定に従う品目と、タリフエスカレーション又は熱帯産品の規定の範囲に入る品目に重複がある場合、附属書Xにおいて具体的に決定されたとおりに関税削減約束を行うことが同附属書で示されている特定のリスト品目を除き、後者の規定が優先される。

141. 長期に渡って特恵を認めている加盟国は、供給サイドの制約を解消する手助けや特恵を受益している国内における現行の農業生産の多様化を促進するための追加的な資金支援や能力開発支援を含めて、目標を絞った技術支援を行い、その進展は毎年見直すこととする。

E. 後発開発途上国 (LDC)

142. 後発開発途上国は階層方式での削減が免除される。

143. 先進国及びそれを行う立場にあると宣言する途上国は、²⁵

- (a) 実施期間の開始時までには、安定性、安全性、予見性を確保する方法によって、全てのLDC産品について、継続的なベースに無税・無枠のアクセスを供与する。
- (b) 上記の市場アクセスを供与することにつき、現時点で困難に直面している加盟国は、遅くとも実施期間の開始時までには、LDC産品の少なくとも97% (タ

²⁵ 以下は2005年香港閣僚宣言(WT/MIN(05)DEC)の附属書Fにおける「後発開発途上国のための措置に係る決定」と同じ。

リフラインで) 無税・無枠の市場アクセスを供与する。さらに、これらの加盟国は、類似の開発段階にある他の開発途上国への影響を考慮しつつ、また、必要に応じて、当初の対象製品のリストへの追加を徐々に行うことにより、上記の義務の履行を漸進的に達成するための措置をとる。

- (c) 途上国は約束を段階的に実施することを許されるとともに、対象品目の範囲について適切な柔軟性を享受する。
- (d) LDCからの輸入に適用される特惠原産地規則が、透明かつ簡素であり、また、市場アクセスの円滑化に貢献することを確保する。
- (e) ドラフト・スケジュールの時点で定められたLDC製品の少なくとも97%に無税・無枠の市場アクセスを提供する約束に基づき対象品目をWTO加盟国に通知する。
- (f) 決定事項の十分な遵守を漸進的に達成することが可能な諸手続き及び期限ステップを報告する

144. 決定事項で予見される見直しの一部として、貿易と開発委員会は、特惠原産地規則について含まれている、その実施による進展を監視するものとする。

F. 綿花の市場アクセス

145. 先進国、また、これを行う立場にあることを宣言した途上加盟国は、実施期間の初日より、LDCからの綿花輸出に対して無税無枠を供与しなければならない。

146. LDC綿花輸出国に無税無枠を供与する立場にない途上国は、実施期間の初日よりLDCからの綿花輸入の機会を増大するための可能性について前向きに検討する。

G. 小規模脆弱経済国

147. これらのモダリティの目的を達成するため、この(小規模脆弱経済国という言葉は以下のような経済体に適用される。1999年から2004年の期間において、平均で(a)世界の商業貿易に占める割合が0.16%を超えない、(b)非農産品の世界貿易に占める割合が0.1%を超えない、及び(c)農産品の世界貿易に占める割合が0.4%を超えない。

148. 先進国及びこれを行う立場にある途上国は、小規模脆弱経済国の輸出関心品目に対して一層向上した市場アクセス改善を与えなければならない。

149. より具体的な規定は、この文書の他の部分に書かれている。

III. 輸出競争

A. 総則

150. 輸出競争に関するこれらのモダリティは、加盟国の譲許表に示される約束を超えた、又は農業協定8条の義務から外れる輸出補助金に対する直接的又は間接的な

助成を行う権利を与えるものと解釈してはならない。さらに、農業協定10条1項の下義務と権利を変更したり、ウルグアイ・ラウンド農業協定のその他の既存の条項やその他のWTO関連諸協定に基づく現行の義務を何ら減じるものと解釈してはならない。

151. これらのモダリティの中のいかなる規定も、いかなる方法においても、1994年4月の、後発開発国及び食糧純輸入開発途上国に対する改革計画の及ぼし得る悪影響に関する措置のマラケシュ決定、及び2001年11月14日の実施に関する課題及び関心事項、とりわけ食料援助の約束水準、ドナーによる食料援助の供与、農業生産性及び生産基盤の改善のための援助計画に関する技術的及び財政的支援、通常の水準の基礎的食糧の商業輸入への融資に関する決定に含まれる既存の約束を減退させると観念されてはならない。

また、閣僚会合による決定及び農業委員会によるモニタリングについての定期的な見直しの結果を変更しうると解されるものではない。

B. 輸出補助金に関する約束

152. 先進加盟国は2013年末までに輸出補助金の権利を撤廃しなければならない。これは以下に基づいて行われる：

(a) 発効する日から各年等量で2010年末までに予算支出額ベースで50%削減。その後、残りの分について、2013年末までに各年等量で全ての形態の輸出補助金をゼロにする。

(b) 輸出補助金の数量についての削減約束は、次のいずれか：

削減水準から各年等量でゼロまで削減される

または

当時の数量水準又は約束水準から20%削減した水準のいずれか低いものにて実施期間の開始から終了までの拡大の禁止として適用する。]

153. 途上国は、2016年末までに各年等量にて、輸出補助金の予算支出と数量約束をゼロまで削減し、輸出補助金の権利を撤廃しなければならない。

154. 香港閣僚宣言に基づき、途上国は、2021年末まで、すなわち全ての形態の輸出補助金の撤廃期日後5年間は、農業協定9条4項の規定に基づく利益を享受する。

C. 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険

155. 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険は、附属書Jに定められた規定に従うものとする。

D. 農業輸出国家貿易企業

156. 農業輸出国家貿易企業は、附属書Kに定められた規定に従うものとする。

E. 国際食料援助

157. 国際食料援助は、附属書Lに定められた規定に従うものとする。

F. 綿花

158. 上記パラ152で示される綿花に対する輸出補助金は、香港閣僚宣言のパラ11に含まれるマンデートに従って禁止されている。しかしながら、そのパラで示された輸出補助金の権利を有する途上国は、遅くとも実施期間の初年度末までにこの禁止に従う。

159. 輸出信用、輸出信用保証、輸出信用保険、農業輸出国家貿易企業、国際食料援助に関する新規の規律及び約束によって、綿花に関する加盟国の新規かつ追加的な義務を創設される限りにおいて、そのような義務は、先進加盟国については実施期間の初日に、途上加盟国については実施期間の初年度末までに、履行される。

IV. モニターと監視

160. 附属書Mを参照。

V. その他

- A. [差別的輸出関税
- B. 地理的表示]
- C. 輸出禁止及び制限

161. 1994年ガット第11条2項(a)の輸出禁止及び制限に関する既存の規律を強化するため、農業協定第12条は次の要素を含むように改訂される。

162. 加盟国域内での1994年GATT11条2項(a)の下での輸出禁止又は制限は、これらの規定が発効してから90日以内に農業委員会に通報されなければならない。

163. 当該規定の下での輸出禁止又は制限を行っている加盟国は、このような措置の導入や維持の理由について通報しなければならない。

164. 農業委員会は毎年、これらの義務に関する年間通報の更新及び監視を実施する。

165. 農業協定18条パラ7に定められているとおり、どの加盟国も、他の加盟国から通報されてしかるべきとされる当該規定の下での措置について、農業委員会に対し注意喚起を行ってもよい。

159. 実施期間の初日から数えて一年間をもって、1994年GATT 1 1 条 2 項 (a) の下での食品及び飼料に関する既存の輸出禁止又は制限を撤廃しなければならない。

160. 1994年GATT 1 1 条 2 項 (a) の下でのいかなる新たな輸出禁止又は制限も通常は1 2 カ月を超えて認められず、影響を受ける輸入加盟国の合意がある場合には、18ヶ月以内に限り認められる。

米国 – 品目別青の政策の上限

米国により通報された米国の品目別青の政策の上限

1. 米国については、1995 年–2000 年の農業生産額平均は 194, 139.3 百万ドルである。

年	農業総生産額 (百万ドル)	農業生産額の 2.5 パーセント
1995	190,109.7	4,752.7
1996	205,701.3	5,142.5
1997	203,883.7	5,097.1
1998	190,886.0	4,772.2
1999	184,734.6	4,618.4
2000	189,520.3	4,738.0
平均	194,139.3	4,853.5

2. 2002 年農業法の下、それぞれの対象主要農産品に係る CCP (価格変動型直接支払) の支払額は、CCP レート×基準エーカーの 85%×CCP 計画収穫量で求められる。CCP レートは、当該主要農産品の目的価格–当該主要農産品に係る直接支払レート– (当該主要農産品に係る季節平均価格と法廷ナショナルローンレートの高い方) で求められる。CCP の支払水準は、市場価格がローンレートを下回り、かつ市場価格が基準価格から直接支払レート及びローンレートを差し引いたものと等量となる場合に最大となる。

3. 2002 年~2007 年における各年度の法定最大許容支出額は別添表 1 に示される。この数値は、年度毎にわずかに変化しており、2002 年農業法ではその期間異なるローンレート及び基準価格が法定されているという事実を反映している。加えて、対象となる生産は、CRP (保全回復プログラム) の対象となる土地のその期間の出入りにより、わずかに変化していることを示している。各主要農産品にかかる比例値は 2002 –2007 穀物年度における平均最大支払額を全ての主要農産品の平均最大支払額の平均値の総計で除することで求められる。

穀物	平均最大支出額 2002-07 穀物年度	全ての支出に占める支払の割合(%)
とうもろこし	3,224.2	44.2%
ソルガム種子	147.4	2.0%
大麦	46.7	0.6%
オート麦	8.7	0.1%
小麦	1,421.5	19.5%
大豆	550.3	7.5%
綿花	1,376.5	18.9%
米	323.1	4.4%
ピーナッツ	200.9	2.8%
合計	7,299.2	100.0%

4. 青の政策の品目別の上限の支払額は農業生産額の 2.5 パーセント×2002 年農業法の下での支払額の比例値×110 パーセント及び 120 パーセントによって計算される。

品目別青の政策の上限

穀物	110 パーセント	120 パーセント
トウモロコシ	2,359.8	2,574.3
ソルガム種子	106.8	116.5
大麦	32.0	34.9
オート麦	5.3	5.8
小麦	1,041.1	1,135.7
大豆	400.4	436.8
綿花	1,009.0	1,100.8
米	234.9	256.3
ピーナッツ	149.5	163.1

別添表 1—2002 年農業法の下での CCP の最大支出額

	A	B	C	D = A-B-C	E	F = 0.85*E	G	H = D*F*G	合計に占める割合	
単位	目標単価	直接支払単価	ローンレート	最大支払単価	穀物基準面積	支払面積	支払に係る収穫量	支払額		
	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>mil acres</i>	<i>mil acres</i>	<i>unit per acre</i>	<i>\$mil</i>		
2002										
トウモロコシ	<i>bushel</i>	2.60	0.28	1.98	0.34	87.86	74.68	114.3	2,902.3	42.6%
ソルガム	<i>bushel</i>	2.54	0.35	1.98	0.21	12.10	10.29	58.0	125.3	1.8%
大麦	<i>bushel</i>	2.21	0.24	1.88	0.09	8.80	7.48	48.7	32.8	0.5%
オート麦	<i>bushel</i>	1.40	0.024	1.35	0.03	3.10	2.64	49.8	3.4	0.1%
小麦	<i>bushel</i>	3.86	0.52	2.80	0.54	76.20	64.77	36.1	1,262.6	18.5%
大豆	<i>bushel</i>	5.80	0.44	5.00	0.36	53.50	45.48	34.1	558.3	8.2%
綿花	<i>pound</i>	0.72	0.0667	0.52	0.1373	18.86	16.03	639.0	1,406.3	20.6%
米	<i>Cwt</i>	10.50	2.35	6.50	1.65	4.51	3.83	51.24	324.2	4.8%
ピーナッツ	<i>pound</i>	0.2475	0.018	0.1775	0.05	1.53	1.30	2,989	202.7	3.0%
合計									6,817.7	100.0%
2003										
トウモロコシ	<i>bushel</i>	2.60	0.28	1.98	0.34	87.83	74.66	114.4	2,903.8	42.8%
ソルガム	<i>bushel</i>	2.54	0.35	1.98	0.21	12.10	10.29	58.1	125.5	1.9%
大麦	<i>bushel</i>	2.21	0.24	1.88	0.09	8.80	7.48	48.7	32.8	0.5%
オート麦	<i>bushel</i>	1.40	0.024	1.35	0.03	3.10	2.64	50.0	3.4	0.1%
小麦	<i>bushel</i>	3.86	0.52	2.80	0.54	76.20	64.77	36.1	1,262.6	18.6%
大豆	<i>bushel</i>	5.80	0.44	5.00	0.36	53.50	45.48	34.1	558.3	8.2%
綿花	<i>pound</i>	0.72	0.0667	0.52	0.1373	18.42	15.66	639.0	1,374.0	20.3%
米	<i>cwt</i>	10.50	2.35	6.50	1.650	4.49	3.81	51.2	322.2	4.8%
ピーナッツ	<i>pound</i>	0.2475	0.018	0.1775	0.052	1.52	1.29	2,989	200.3	3.0%
合計									6,782.8	100.0%

		A	B	C	D = A-B-C	E	F = 0.85*E	G	H = D*F*G	合計に占める割合
	単位	目標単価	直接支払単価	ローンレート	最大支払単価	穀物基準面積	支払面積	支払に係る収穫量	支払額	
		<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>mil acres</i>	<i>mil acres</i>	<i>unit per acre</i>	<i>\$mil</i>	
2004										
トウモロコシ	<i>bushel</i>	2.63	0.28	1.95	0.400	87.64	74.49	114.2	3,402.9	44.7%
ソルガム	<i>bushel</i>	2.57	0.35	1.95	0.270	12.00	10.20	58.1	160.0	2.1%
大麦	<i>bushel</i>	2.24	0.24	1.85	0.150	8.70	7.40	48.7	54.0	0.7%
オート麦	<i>bushel</i>	1.44	0.024	1.33	0.086	3.10	2.64	49.8	11.3	0.1%
小麦	<i>bushel</i>	3.92	0.52	2.75	0.650	76.00	64.60	36.1	1,515.8	19.9%
大豆	<i>bushel</i>	5.80	0.44	5.00	0.360	52.90	44.97	34.1	552.0	7.3%
綿花	<i>pound</i>	0.72	0.0667	0.52	0.1373	18.72	15.91	636	1,389.4	18.3%
米	<i>cwt</i>	10.50	2.35	6.50	1.650	4.51	3.84	51.24	324.3	4.3%
ピーナッツ	<i>pound</i>	0.2475	0.018	0.1775	0.052	1.52	1.29	2,990	200.7	2.6%
合計									7,610.4	100.0%
2005										
トウモロコシ	<i>bushel</i>	2.63	0.28	1.95	0.400	87.15	74.08	114.3	3,386.8	44.8%
ソルガム	<i>bushel</i>	2.57	0.35	1.95	0.270	11.90	10.12	58.1	158.7	2.1%
大麦	<i>bushel</i>	2.24	0.24	1.85	0.150	8.70	7.40	48.7	54.0	0.7%
オート麦	<i>bushel</i>	1.44	0.024	1.33	0.086	3.10	2.64	49.8	11.3	0.1%
小麦	<i>bushel</i>	3.92	0.52	2.75	0.650	75.40	64.09	36.1	1,503.9	19.9%
大豆	<i>bushel</i>	5.80	0.44	5.00	0.360	52.50	44.63	34.1	547.8	7.3%
綿花	<i>pound</i>	0.72	0.0667	0.52	0.1373	18.47	15.70	634	1,366.9	18.1%
米	<i>cwt</i>	10.50	2.35	6.50	1.650	4.49	3.82	51.26	322.9	4.3%
ピーナッツ	<i>pound</i>	0.2475	0.018	0.1775	0.052	1.52	1.29	2,990	201.0	2.7%
合計									7,553.4	100.0%

		A	B	C	D = A-B-C	E	F = 0.85*E	G	H = D*F*G	合計に占める割合
	単位	目標単価	直接支払単価	ローンレート	最大支払単価	穀物基準面積	支払面積	支払に係る収穫量	支払額	
		<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>mil acres</i>	<i>mil acres</i>	<i>unit per acre</i>	<i>\$mil</i>	
2006										
トウモロコシ	<i>bushel</i>	2.63	0.28	1.95	0.400	86.76	73.75	114.4	3,374.6	44.9%
ソルガム	<i>bushel</i>	2.57	0.35	1.95	0.270	11.80	10.03	58.2	157.6	2.1%
大麦	<i>bushel</i>	2.24	0.24	1.85	0.150	8.60	7.31	48.6	53.3	0.7%
オート麦	<i>bushel</i>	1.44	0.024	1.33	0.086	3.10	2.64	49.9	11.3	0.2%
小麦	<i>bushel</i>	3.92	0.52	2.75	0.650	74.80	63.58	36.1	1,491.9	19.9%
大豆	<i>bushel</i>	5.80	0.44	5.00	0.360	52.01	44.21	34.1	542.7	7.2%
綿花	<i>pound</i>	0.72	0.0667	0.52	0.1373	18.40	15.64	634	1,361.3	18.1%
米	<i>cwt</i>	10.50	2.35	6.50	1.650	4.48	3.81	51.28	322.4	4.3%
ピーナッツ	<i>pound</i>	0.2475	0.018	0.1775	0.052	1.51	1.29	2,993	200.3	2.7%
合計									7,515.4	100.0%
2007										
トウモロコシ	<i>bushel</i>	2.63	0.28	1.95	0.400	86.76	73.75	114.4	3,374.6	44.9%
ソルガム	<i>bushel</i>	2.57	0.35	1.95	0.270	11.80	10.03	58.2	157.6	2.1%
大麦	<i>bushel</i>	2.24	0.24	1.85	0.150	8.60	7.31	48.6	53.3	0.7%
オート麦	<i>bushel</i>	1.44	0.024	1.33	0.086	3.10	2.64	49.8	11.3	0.2%
小麦	<i>bushel</i>	3.92	0.52	2.75	0.650	74.80	63.58	36.1	1,491.9	19.9%
大豆	<i>bushel</i>	5.80	0.44	5.00	0.360	52.01	44.21	34.1	542.7	7.2%
綿花	<i>pound</i>	0.72	0.0667	0.52	0.1373	18.40	15.64	634	1,361.3	18.1%
米	<i>cwt</i>	10.50	2.35	6.50	1.650	4.48	3.81	51.28	322.4	4.3%
ピーナッツ	<i>pound</i>	0.2475	0.018	0.1775	0.052	1.51	1.29	2,993	200.3	2.7%
合計									7,515.4	100.0%

	A	B	C	D = A·B·C	E	F = 0.85·E	G	H = D·F·G	合計に占める割合
単位	目標単価	直接支払単価	ローンレート	最大支払単価	穀物基準面積	支払面積	支払に係る 収穫量	支払額	
	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>\$ per unit</i>	<i>mil acres</i>	<i>mil acres</i>	<i>unit per acre</i>	<i>\$mil</i>	
平均 2002-07									
どうもろこし	<i>bushel</i>							3,224.2	44.2%
ソルガム	<i>bushel</i>							147.4	2.0%
大麦	<i>bushel</i>							46.7	0.6%
オート麦	<i>bushel</i>							8.7	0.1%
小麦	<i>bushel</i>							1,421.5	19.5%
大豆	<i>bushel</i>							550.3	7.5%
綿花	<i>pound</i>							1,376.5	18.9%
米	<i>cwt</i>							323.1	4.4%
ピーナッツ	<i>pound</i>							200.9	2.8%
合計								7,299.2	100.0%

農業に関する協定の附属書二を次のように改める。

政府による役務の提供に係る施策

一般的な役務 (パラ 2)

既存のパラ 2 に次の (h) を加える。

(h) 基盤整備に関する役務の提供、土地の回復、土壌の保全及び資源の管理、干ばつ及び洪水の管理、農村における雇用のための施策、栄養に関する食料安全保障、所有権の付与、定住のための施策等、農村の開発及び貧困の軽減を促進するための開発途上加盟国における農業者の定住、土地の改革のための施策、農村の開発及び農村の生計の保障に関する政策及び役務

食糧安全保障のための公的備蓄

注 5 を次のように改める。

注 1 この 3 の規定の適用、透明性のある方法で運用され、かつ、公表された客観的な基準又は指針に従って実施される開発途上国における食糧安全保障のための政府の備蓄に係る施策（食糧安全保障のための食糧の備蓄が管理価格により取得され及び放出される施策を含む。）は、この 3 の規定に適合するものとみなされる。この場合において、取得価格と外部基準価格との差は、助成合計量に算入される。ただし、収入の低い又は資源に乏しい生産者を支援する目的での、途上加盟国による食料備蓄の買入れは、AMS に計上することを求められない。

注 5 と注 6 を次のように改める

この 3 と 4 の規定の適用に鑑みて、飢餓及び農村の貧困と戦う目的で、一般的に、収入の低い又は資源に乏しい途上加盟国の生産者から補助金を加味した価格で調達される場合の食料の買入れ、及び、途上国の都市や農村の貧困層の食料の要求に定期的かつ安価な価格で応えるための補助された価格での食料の供給は、この規定に適合するとみなされる。

生産に関連しない収入支持 (パラ 6)

(a) を次のように改める。

(a) この支払を受けるための適格性は、定められた一定の変更されることのない過去の基準期間であって農業に関する委員会に通報されるものにおける収

入水準、生産者又は土地所有者であるという資格、要素の使用又は生産水準のような明確に定められた基準に照らして決定される。生産者や土地所有者の間で、既存の生産に関与しない収入支持に対する資格を譲渡することは排除されない。例外的更新は特に以下の方法で、生産者の期待と生産の意思決定に影響を与えないことが確保されている場合には、排除されない。(a) 更新された基準期間¹が、過去の相当な年数である¹のみならず、合理的に言って、更新された基準期間により生産の意思決定が実質的に変化すると生産者から見なされないように、行政の権威によって決定、公布されること、(b)作物ごとの統一的支払水準²を増加させる決定に関連するものであったり、実質そうになっていたりしないこと、(c)この更新そのもの、またはその導入の結果が、直接的にしる間接的にしる、パラ1に従った、生産者への国内支持政策や価格支持に関する義務の抜け道となるような効果を持たないことこの支払を利用しておらず、したがって通報を行っておらず、そのためにデータが存在せず過去の基準期間を設定できない加盟国は、将来の要素の使用や生産に基づかないという条件下で、既に存在している確定した過去の記録に基づくことを求められずに、一定の変更されることのない適切な基準期間⁷を設定し、通報することを妨げられない³。

自然災害に係る救済のための支払（直接行われるもの又は収穫についての保険に係る事業への政府の財政的な参加により行われるもの）（パラ8）

(a)、(b)及び(d)をそれぞれ次のように改める。

- (a) この支払を受けるための適格性は、
- (i) 災害に関連した直接支払の場合、自然災害又はこれに類する災害（病気の発生、有害動植物の大量発生、原子力事故及び当該加盟国の領域における戦争を含む。）が発生し又は発生しつつあることを政府の機関が公式に認めた後に

¹ この協定の発効の時点で、加盟国が同一の生産と切り離された収入支持と同様の制度である複数の直接支払を有する場合、この協定発効から5年以内に更新された基準期間の使用を含め、その加盟国の領域全体又は一部の直接支払を他の種類の直接支払への移行を決定することが可能である。この決定は関係加盟国の各領域のために一度だけ取ることができる。加盟国がこの可能性の行使を意図する場合、協定発効から180日以内に、農業に関する委員会にその決定を通知しなければならない。

² 面積や収量などの基準に基づいた、受給者ごとの支持を計算するために使われる率をいう。

³ 途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的な施策の基準期間は、この規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とは見なされない。

のみ生ずるものとし、過去5年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く3年間における生産の平均の30パーセントを超える生産の損失⁸があることに基づいて決定される。開発途上加盟国については、生産の損失が過去5年間における又は過去5年間のうち生産が最大及び最小の年を除く3年間における生産の平均の30パーセントに満たないときにおいても、生産者に対する自然災害に係る救済のための支払を行うことができる。

(ii) 政府が収穫又は生産についての保険に係る事業に財政的に参加する場合、この支払を受けるための適格性は、保険数理上適切であると立証される期間における生産の平均の30パーセントを超える生産の損失があることに基づいて決定される。開発途上加盟国政府が収穫又は生産についての保険にかかる事業に財政的に参加する場合、生産の損失が過去5年間における又は過去5年間のうち生産が最大及び最小の年を除く3年間における生産の平均の30パーセントに満たないときにおいても、支払を受けるための適格性を生産者に与えることができる。

(iii) 国内法令又は国際的な基準において特定される有害動植物、病気、病気を媒介する生物又は病気を引き起こす生物の防除のために家畜又は収穫物を廃棄した場合、生産の損失は、8(a)(i)又は8(a)(ii)において言及される生産の平均の30パーセントに満たなくてもよい。

(b) この8の規定に基づく支払は、家畜若しくは収穫物の廃棄による収入、収穫物、家畜又は土地その他の生産要素の損失（獣医による家畜の処置に係る出費を含む。）についてのみ行う。

(d) この8の規定に基づく支払の額は、(b)に規定する損失の更なる発生を防止し又は緩和するために必要な水準を超えるものであってはならない。

⁸開発途上加盟国は、影響を受けた部門又は地域における生産の損失を総計により決定することができる。

投資援助による構造調製援助（パラ 11）

(b) を次のように改める。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、(e)に規定する場合を除くほか、

基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。基準期間は、定められた一定の変更されることのない過去の期間であって、農業に関する委員会に通報される。生産者や土地所有者の間において、既存の生産に関与しない収入支持に対する資格が移動することは排除されない。特に以下のようにして、生産者の期待と生産の意思決定が影響されない場合には、例外的更新は排除されない（a）更新された基準期間²が、過去の相当な年数⁴であるのみならず、合理的に言って、更新された基準期間により生産の意思決定が実質的に変化すると生産者から見なされないように、行政の権威によって決定、公布されること、（b）作物ごとの統一的支払水準⁵を増加させる決定に関連したり、実質そうなたりはしないこと、（c）この更新がそれ自身、またはその導入の結果として、直接的にしる間接的にしる、パラ1に沿った、生産者への国内支持政策や価格支持に関する義務を迂回するような効果を持たないこと。この支払を利用していないために通報を行っておらず、データが存在しないことで過去の基準期間を設定できない加盟国は、将来の要素の使用や生産に基づかないという条件下で、既に存在している確定した過去の記録に基づくことを求められずに、一定の変更されることのない適切な基準期間⁹を設定し、通報することを妨げられない⁶。【脚注37】。このことは、加盟国がこのパラグラフで述べられている条件の下で、大きく異なった生産に関連しない収入支持のため、適当な基準期間を設定することを妨げない。

地域の援助に係る施策による支払（パラ13）

（a）、（b）及び（f）をそれぞれ以下のように改める。

（a）この支払を受けるための適格性は、不利な地域の生産者のみが有する。その

⁴ この協定の発効の時点で、加盟国が同一の生産と切り離された収入支持と同様の制度である複数の直接支払を有する場合、この協定発効から5年以内に更新された基準期間の使用を含め、その加盟国の領域全体又は一部の直接支払を他の種類の直接支払への移行を決定することが可能である。この決定は関係加盟国の各領域のために一度だけ取ることができる。加盟国がこの可能性の行使を意図する場合、協定発効から180日以内に、農業に関する委員会にその決定を通知しなければならない

⁵ 面積や収量などの基準に基づいた、受給者ごとの支持を計算するために使われる率をいう。

⁶ 途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的な施策の基準期間は、この規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とは見なされない。

ような地域は、経済上及び行政上の明確な同一性を有する明確に指定された地理的に連続する区域であって、法令において明確に規定される中立的かつ客観的な基準（当該地域の困難が一時的な事情にとどまらない事情から生ずることを示すもの）に照らして不利であると考えられるものでなければならない。開発途上加盟国は、不利な地域が地理的に連続する区域でなければならないという要件を免除される。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、生産の削減するために行うものを除くほか、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。基準期間は、定められた一定の変更されることのない過去の期間であって、農業に関する委員会に通報される。生産者や土地所有者の間において、既存の生産に関与しない収入支持に対する資格が移動することは排除されない。基準期間は、定められた一定の変更されることのない過去の期間であって、農業に関する委員会に通報される。生産者や土地所有者の間において、既存の生産に関与しない収入支持に対する資格が移動することは排除されない。特に以下のようにして、生産者の期待と生産の意思決定が影響されない場合には、例外的更新は排除されない (a) 更新された基準期間が、過去の相当な年数である⁷のみならず、合理的に言って、更新された基準期間により生産の意思決定が実質的に変化すると生産者から見なされないように、行政の権威によって決定、公布されること、(b) 作物ごとの統一的支払基準⁸を増加させる決定に関連したり、実質そうなりはしないこと、(c) この更新がそれ自身、またはその導入の結果として、直接的にしる間接的にしる、パラ 1 に沿った、生産者への国内支持政策や価格支持に関する義務を迂回するような効果を持たないこと。この支払を利用していないために通報を行っておらず、データが存在しないことで過去の基準期間を設定できない加盟国は、将来の要素の使用や生産に基づかないという条件下で、既に存在している確定した過去の記録に基づくことを求められずに、一定の変更されることのない適切な基準期間を設定し、通報する

⁷ この協定の発効の時点で、加盟国が同一の生産と切り離された収入支持と同様の制度である複数の直接支払を有する場合、この協定発効から 5 年以内に更新された基準期間の使用を含め、その加盟国の領域全体又は一部の直接支払を他の種類の直接支払への移行を決定することが可能であるこの決定は関係加盟国の各領域のために一度だけ取ることができる。加盟国がこの可能性の行使を意図する場合、協定発効から 180 日以内に、農業に関する委員会にその決定を通知しなければならない。

⁸ 面積や収量などの基準に基づいた、受給者ごとの支持を計算するために使われる率をいう。

ことを妨げられない⁹。このことは、加盟国がこのパラグラフで述べられている条件の下で、大きく異なった生産に関連しない収入支持のため、適当な基準期間を設定することを妨げない。

(f) 支払の額は、所定の地域において農業生産（家畜の生産を含む。）を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失に限定される。

⁹ 途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的な施策の基準期間は、この規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とは見なされない。

関税割当拡大数量計算の基礎

次のいずれか:

1. 加盟国は、いずれかの品目³について、譲許された関税割当を有し、かつその品目カバレッジ内のタリフラインを重要品目として指定したい場合、供与される関税割当として規定される割合(%)は、その品目カバレッジ内のいずれのタリフラインにフルカット(非重要品目の削減率を適用)されるものにかかわらず、品目カバレッジ内の全ての品目の消費量に占める割合(%)に基づき計算される。
2. FAO や OECD 等の一般に認められた国際データベースに、当該品目についての国内消費量データがある場合は、その国際データベースを用いるものとする。国際データベースがない場合には、既存の国内データを用いる。品目レベルでの国内消費量の計算においては、食用、加工用、飼料用などすべての消費量を含めて算出しなければならない。国内消費量データは、加盟国間で合意された共通のテンプレートを用いて、透明性の高い方法で、提供されなければならない。国内にも当該消費量データがない場合には、需給表アプローチ(すなわち:輸入+生産量-輸出量±在庫量の変化)により得られるものとする。計算方法は、加盟国間で合意された共通のテンプレートを用いて、透明性の高い方法で、提供される。

又は:

3. 加盟国は、いずれかの品目⁴について、当該品目内のタリフラインの一部のみを重要品目に指定したい場合、そうすることができる(ただし、そのタリフライン数の合計が重要品目に指定できるタリフライン数の規定上限の範囲内であることを前提とする)。そのような場合、添付書Aに記載される方法を適用する。
4. 添付書Aで規定されるそれぞれの品目全体について、当該品目の国内消費量の少なくとも[1-3]パーセントを調整する。

³ これらのモダリティにおいて、これらの品目は添付書Aにおける各品目の6桁レベルのカバレッジの観点から特定され範囲が設定されたもの

⁴ これらのモダリティにおいて、これらの品目は添付書Aにおいて特定され範囲が設定されたもの [ただし、この添付書は、リストの最終決定においてその要求が考慮される機会を十分に有さなかった加盟国、特に開発途上国の要求を満たすために、さらに調整され、かつ、まだ決着していない熱帯産品のカバレッジを予断するものではない。]

5. 枠内と枠外にタリフラインが分かれて存在する場合、この計算方法においては、両者を合算し1つのタリフラインとして取り扱う。
6. 本質的な品目特性面での物質的な相違点を反映したものではなくタリフラインが分かれて存在する場合(例えば、パッケージのような表面的な違いの反映、個人的な使用を他の使用と区別するような使用条件、又は他の運用上の区別)、この計算方法においては、両者を合算し1つのタリフラインとして取り扱う。
7. 再輸出(国内で加工を行った上で再輸出を行うものを含む)のための輸入は、この計算方法において当該タリフラインの「輸入」としては数えない。
8. これらの計算方法のいずれを選択した場合でも、次のとおりとする:
 - (a) 加盟国はその後に重要品目として指定する場合のタリフラインごとの実際の関税割当拡大数量を加盟国がモダリティ採択の時点で正確に知ることができるよう、消費量計算の結果は検討、検証するための十分な期間をもって、全ての加盟国に示されなければならない。テンプレート及び添付書に反映されているように、これらの計算結果はモダリティに不可欠な部分である。合意された計算方法が添付された品目のみが重要品目の取扱いを受けることができ、このような品目が、実際に後の譲許表段階で重要品目に選定された場合、これらの計算結果はいかなる品目に対しても修正されることなく適用される。
 - (b) 現在譲許されているタリフラインはすべての計算の基礎とならなければならない。現在譲許されている約束を離れてタリフラインを更に区分してはならない。
 - (c) 基準期間は、データが存在する最新の期間、すなわち 2003-2005 年とする。ただし、例外的な状況のために、特定の品目について当該期間が明らかに典型的な期間でない場合はその限りではない。

9. いずれの品目についても、

次のいずれか

重要品目として指定するタリフラインの数に関係なく、単一の枠内税率を有する単一の関税割当が譲許されなければならない

又は

関税割当の分割については、この事項に関する添付書の規定が適用される。

10. 今次交渉の結果生じる新たな関税割当量は加盟国の譲許表の第1部Bにおいてすべての国に対してMFN ベースで譲許される。

付属書D

タリフエスカレーションリスト

野菜

原材料品	加工品
0702.00 – トマト（生鮮・冷蔵）	2002.10 – トマト（全形のもの及び断片状のもの、（食酢または酢酸による処理をしたものを除く。） 2002.90 – 食酢又は酢酸による処理をしたトマト 2009.50 – 未発酵、砂糖その他の甘味料を添加していないトマトジュース。 2103.20 – トマトケチャップその他のトマトソース
0707.00 きゅうり及びびガーキン（生鮮・冷蔵）	0711.40 – 一次調製済みのきゅうり及びびガーキン 2001.10 – 食酢又は酢酸による処理をしたきゅうり及びびガーキン
0709.60 – とうがらし属又はピメンタ類の果実	0904.20 – とうがらし属又はピメンタ類の果実（乾燥し、破碎又は粉碎したものに限る。）
0714.10 – キャッサバ	1108.14 – マニオカ（キャッサバ）でん粉

Fruits and Nuts

原材料品	加工品
0801.11 – ココヤシの実（乾燥したもの） 0801.19 – ココヤシの実（乾燥したものを除く。）	1513.11 – やし油（粗油） 1513.19 – その他のやし油 2306.50 – やし油かす 2308 – 植物のくず、植物のかす及び植物性副産物*

原材料品	加工品
0805.50 - レモン	2007.91 - かんきつ類調整品; ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレ及び果実又はナットのペースト (加熱したものに限り、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) * 2009.31 - その他のかんきつ類のジュース (オレンジとグレープフルーツを除く。) で、ブリックス値が 20 以下のもの。 ¹
0808.20 - なし及びマルメロ (生鮮)	2008.40 - 梨 (熱による調理をした調製品を除く。) . 2009.80 - 果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たもの、発酵したもの、アルコールを添加したものを除く。) (砂糖その他甘味料を添加してあるかないかを問わない。) *
0809.10 - あんず (生鮮)	2008.50 - 調整し又は保存に適する処理をしたあんず
0809.20 - さくらんぼ (生鮮)	0812.10 - 一次保存に適する処理をしたさくらんぼ. 2008.60 - 調整し又は保存に適する処理をしたさくらんぼ
0809.30 - 桃 (ネクタリンを含む。) (生鮮)	2008.70 - 調整し又は保存に適する処理をした桃 (ネクタリンを含む。)
0809.40 - プラム	0813.20 - プルーン (乾燥)

コーヒー

原材料品	加工品
0901.11 - コーヒー (いったもの、カフェインを除いたものを除く。)	0901.12 - コーヒー (いったものを除く。) (カフェインを除いたものに限る。) 0901.12 - コーヒー (いったものを除く。) (カフェインを除いたものに限る。) 0901.21 - コーヒー (いったものに限る、カフェインを除いたものを除く。) 0901.22 - コーヒー (いったもの、カフェインを除いたものに限る。) 0901.90 - その他のコーヒー (コーヒー豆の殻及び皮、コーヒーを含有するコーヒー代用物) 2101.11 - エキス、エッセンス、抽出物*

	2101.12 - エキス、エッセンス、抽出物をもととした調製品及び コーヒーをもととした調製品
--	---

香辛料

原材料品	加工品
0910.10 - しょうが	2006.00 - 砂糖により調整した野菜、果実、ナット、果皮その他 植物の部分 2008.99 - その他の果実及び植物の可食部（調整し、又は保存用 に加工されたもの）*

油糧種子

原材料品	加工品
12.01 - 大豆（割ってあるかないかを 問わない）	1208.10 - 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆に限る。 1507.10 - 大豆及びその分別物の粗油（ガム質を除いてあるかな いかを問わない。化学的な変性加工をしてないものに限る。） 1507.90 - 大豆及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をして ないものに限る。） 23.04 - 大豆油かす
1202.10 - 落花生（殻付きのもの。いっ てないものその他加熱による調理をし ていないものに限る。）	1202.20 - 落花生（殻を除いたもの。割ってあるかないかを問わな い。その他加熱による調理をしていないものに限る。） 1208.90 - 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスター ドの粉及びミールを除く。）* 1508.10 - 落花生の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限 る。） 1508.90 - 落花生及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をし てないものに限る。） 2008.11 - 調製し又は保存に適する処理をした落花生（砂糖その他 の甘味料、アルコールを添加したかしていないかを問わない） 23.05 - 落花生油かす
1205.10 - 菜種（低エルカ酸のもの。 割ってあるかないかを問わない。）	1208.90 - 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタード の粉及びミールを除く。）*

原材料品	加工品
	<p>1514.11 - 菜種（低エルカ酸のもの）及びその分別物の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1514.19 - 菜種（低エルカ酸のもの）及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>2306.41 - 菜種油かす（低エルカ酸のもの）</p>
<p>1205.90 - その他の菜種（割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>1208.90 - 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）*</p> <p>1514.91 - その他の菜種油及びその分別物の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1514.99 - その他の菜種及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p>
<p>12.06 - ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>1208.90 - 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）*</p> <p>1512.11 - ひまわりの種、サフラワーの種及びそれらの分別物の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1512.19 - ひまわりの種、サフラワーの種及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>2306.30 - ひまわり油かす</p>
<p>1207.60 - サフラワーの種</p>	<p>1208.90 - 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）*</p> <p>1512.11 - ひまわり種、サフラワーの種及びそれらの分別物の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1512.19 - ひまわりの種、サフラワーの種及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p>
<p>1207.10 - 油やしの実及びパーム核（割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>1208.90 - 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）*</p> <p>1511.10 - パーム油及びその分別物の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1511.90 - パーム油及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>2306.60 - パーム油かす及びパーム核油かす</p>

原材料品	加工品
1207.20－綿実(割ってあるかないかを問わない。)	12.08.90－採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）* 1512.21－綿実油及び分別物の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限る。） 1512.29－綿実及びその分別物の精製油（化学的な変性加工をしてないものに限る。） 1521－（綿の）植物性ろう 2306.10－綿実油かす
1207.40－ごま	12.08.90－採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）* 1515.50－ごま油及びその分別物 2306.90－その他の植物性の油かす*

ココア

原材料品	加工品
1801.00－カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	1802.00－カカオ豆の殻、皮その他のくず 1803.10－ココアペースト、脱脂してないもの 1803.20－ココアペースト、完全又は部分的に脱脂したもの 1804.00－カカオ脂 1805.00－ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） 1806.10－ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 1806.20－チョコレート（ココアを含み、塊状、板状又は棒状で、その重量が2キログラムを超えるもの） 1806.31－チョコレート（塊状、板状又は棒状で詰物をしたもの） 1806.32－その他のもの（塊状、板状又は棒状で詰め物をしていないもの） 1806.90－その他の調製品（ココアを含む）

穀物

原材料品	加工品
1001.10 - デュラム小麦	11.01 - 小麦粉又はメスリン粉* 1103.11 - ひき割り小麦、小麦のミール* 1103.20 - ペレット* 1108.11 - 小麦でんぷん 11.09 - 小麦グルテン 1902.11 - パスタ（卵を含有するもの） 1902.19 - その他のパスタ、加熱による調理をし、詰め物をし、又はその他の調製をしたものを除く（卵を含有したものを除く。） 1902.20 - パスタ（詰め物をしたものに限るとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。） 1902.30 - その他のパスタ 1905.20 - ジンジャーブレッド 1905.31 - スイートビスケット 1905.32 - ワッフル及びウエハー
1001.90 - 普通小麦	11.01 - 小麦粉又はメスリン粉* 1103.11 - ひき割り小麦、小麦のミール* 1103.20 - ペレット* 1103.11 - 小麦でんぷん 11.09 - 小麦グルテン 1905.20 - ジンジャーブレッド 1905.31 - スイートビスケット 1905.32 - ワッフル及びウエハー
10.03 - 大麦	1103.19 その他の穀物のひき割り、ミール* 1103.20 ペレット* 1104.19 - その他の穀物のロールにかけ又はフレーク状にしたもの* 1104.29 - その他の穀物のその他の加工穀物* 1107.10 - 麦芽、いってないもの 1107.20 - 麦芽、いったもの 1901.90 - 麦芽エキス、穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（育児食用又はベーカリー製品製造用の混合物を除く）
10.04 - オート	10.06 - 穀物の胚、全形、ロールにかけ、ひき割りしたもの又はその他加工したもので、コメのものでないもの 1103.19 その他の穀物のひき割り、ミール*

原材料品	加工品
	1103.20 ペレット* 1104.12 - オートのロールにかけ又はフレーク状にしたもの 1104.22 - オートのその他の加工穀物
1005.90 - メイズ (トウモロコシ)、播種用を除く	1102.20 - とうもろこし粉 1103.13 - トウモロコシのひき割り又はミール 1108.12 - とうもろこしでん粉 1515.29 - その他のとうもろこし油及びその分別物 (精製されていないもの、化学的に変性されたものを除く。) 1901.10 - 育児食用の調製品 (小売用にしたものに限る)* 1901.20 - 第 19.05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地* 1904.10 - 穀物又は穀物産品をいって得た調製食料品* 1905.90 その他* 2005.80 - スイートコーン、酢、酢酸以外のもので一次調製されたもの、冷凍を除く。
1006.10 - もみ	1006.20 玄米 1006.30 精米 1006.40 - 砕米 1102.30 - 米粉 1103.19 - その他の穀物のひき割り及びミール* 1904.20 - いっていない穀物のフレークから得た調製食料品及びいっていない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合から得た調製品* 2302.20 米のふすま、ぬかその他のかす
10.07 - ソルガム	1904.10 - 穀物又は穀物産品をいって得た調製食料品* 1904.20 - いっていない穀物のフレークから得た調製食料品及びいっていない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合から得た調製品*

* HS の見出しの番号が2つ以上の原材料品と関連する場合、加盟国が加工品を品目が特定できるレベルで譲許している場合のみ、タリフエスカレーションが適用される。

関税割当未消化メカニズム

1. 最初の監視年において、輸入国が消化率を通報しておらず、又は消化率が65%未満の場合、加盟国は農業委員会において関税割当約束に関する特定の懸念を表明でき、この懸念を事務局が管理する追跡登録に登録することができる。輸入国は、表明された懸念を理解し、市場の状況¹、関税割当の運用方法や、その運用の要素が未消化に貢献しているか否かに関する加盟国の理解を改善するため、すべての利害関係国と関税割当の運用について議論しなければならない。特に、市場の状況については、事案に関する客観的な関連データの提供をベースに行われる。利害関係国は、輸入国から提出されたすべての文書を熟考しなければならない²。輸入国は、利害関係国に提出したあらゆる文書の概略を農業委員会に提出しなければならない。関係国は、論点が解決されたかどうかを農業委員会に助言しなければならない。利害関係国は、論点が解決されないままであるならば、既存の議論や文書を基になぜ論点が更に検討される必要があるのか理由を明確化し、農業委員会に報告しなければならない。そのような文書や情報は、加盟国の懸念を特定し、解決する手段として、未消化メカニズムの第2、第3段階においても同様に提供され、検討され得るものである。

2. 未消化メカニズムが開始されると、消化率が2年間連続して65%未満に留まる場合、又は当該期間においていかなる通報もなされなかった場合、加盟国は農業委員会を通じて、関係する輸入割当の運用を改めるために特定の措置³をとるよう、要求できる。輸入加盟国は要求された特定の措置をとるか、又は、利害関係国との間でなされる以前からの議論を続けながら、関税割当の消化率を効果的に改善すると考える他の措置をとらなければならない。輸入加盟国が65%を超える消化率に到達した場合、あるいは、利害関係を有する加盟国がデータをベースとして行われる議論を基に未消化の原因が市場の状況に正に帰されると満足する場合、これは通報され、事務局の追跡登録上、当該懸念は「解決済」と登録されることとなり、もはやモニタリングの対象とはならない(ある将来の時点で当該プロセスが再度開始されなければではあるが、たとえそうであったとしても、それは新たな3年のサイクルとなる)。仮に消化率が65%未満に留まる場合、加盟国は関税割当

¹ 考慮される市場の状況は、SPS 協定に基づき輸入国が実施する SPS 措置など貿易に関係する他の要素と同様に、特に、価格要素、生産量や国内外の市場における需給に関するその他の要素を含む。

² 提出される文書は、当該品目の関税割当に係る市場の状況及び/又は当該品目に係るあらゆる SPS 措置に関する加盟国の説明を裏付けるデータとともに、関税割合の管理に係る情報を含む。

³ 未消化メカニズムに従って輸入加盟国がとる措置や解決策は、修正したり、国別割当に関して、関税割当の国別の割当を有する加盟国の権利を阻害したりしてはならない。

運用の追加的な修正を要請し続けることができる。

3. 3年目及びその後の監視年の間、
 - (a) 消化率が、3年連続して65%未満に留まるか、この間に報告がなく、かつ、
 - (b) 消化率が、先立つ3年の各年の間増加しておらず、年間の上昇率が、
 - (i) 消化率が40%より大きい場合、最低8%、
 - (ii) 消化率が40%以下の場合、最低12%⁴、かつ、
 - (c) 市場の状況に関するデータに基づく議論を通じて、利害関係を有するすべての加盟国との間で、これらが実際に未消化の原因であるとの結論に至っていない場合
 - (c) 利害関係を有する加盟国が農業委員会において未消化メカニズムの最終段階を開始することを希望する旨発言した場合
4. 輸入加盟国は速やかに次に示す関税割当の運用方法⁵の1つを通じて阻害されないアクセスを速やかに付与しなければならない：(港到着ベース)先着順、又は関税割当の範囲内で要求に応じた自動かつ無条件の許可の付与。これらの2つのいずれかの選択肢を実行するのかを決定するに当たり、輸入加盟国は利害関係を有する国と協議を行う。選択された方法は、輸入加盟国によって最低限2年間は維持され、その後は、時宜を得た通報が2年間で提出されている限り、それは事務局の追跡登録上に記録され、当該懸念は「終了」と登録される。
5. このメカニズムの有用性及び加盟国によるその手段への訴えは、当該メカニズムの下で取り扱われる事案に関してカバーされる合意の下での加盟国の権利及び義務を阻害するものではなく、いかなる紛争の場合でも、カバーされる合意の下での規定が適用される。

⁴ 年間の消化率が 3b ii)にある水準を超えて増加した場合、以降の年間の上昇率は 3b i)に示す水準とする。

⁵ 輸入加盟国がとる措置及び解決策は、修正したり、国別割当に関して、関税割当の国別の割当を有する加盟国の権利を阻害したりしてはならない。

特別品目を指定するための指標の例示的リスト

1. 当該品目が途上加盟国の主食であること、又は、当該品目が、特に、行政ガイドライン、国の開発計画若しくは政策又は歴史的利用を含む法律や諸規則に基づく途上加盟国の基礎食料群の一部であること、又は、当該品目が国民の栄養又は熱量摂取に大きく資すること。
2. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおける、生の、未加工の、又は加工された形態での当該品目の国内消費の相当割合が当該途上加盟国の国内生産によるものであること。
3. 途上加盟国における当該品目の国内消費が当該品目の世界の総輸出量と比較して大きいこと、又は、当該品目の世界の総輸出量の相当割合が最大の輸出国によって占められていること。
4. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおける当該品目の総国内生産の相当割合が10ha 以下の農地又は経営地で生産され、若しくは当該途上加盟国の平均農地面積以下の農地又は経営地で生産されていること、又は、当該品目を生産する農地又は経営地の相当割合が、10ha 以下の規模又は当該途上加盟国の平均農地面積以下であること。
5. 特定の地域又は国家レベルにおける、総農業人口又は農村労働力の相当割合が当該品目の生産に従事していること。
6. 特定の地域又は国家レベルにおける、当該品目の生産者の相当割合が、低所得の、資源に乏しい、又は自給の農家(不利な若しくは脆弱な地域共同体や女性を含む。)であること、又は、当該品目の国内生産の相当割合が、特に、干ばつに瀕した、若しくは、中山間の地域を含む不利な地域又は地区で生産されていること。
7. 特定の地域又は国家レベルにおける、農業総生産額又は世帯の農業所得の相当割合が当該品目の生産に由来すること。
8. 世界平均に比し、当該品目の相対的に低い割合が当該途上加盟国において加工され

ていること、又は、特定の地域又は国家レベルにおいて、手工業や家内工業、その他の農村価値付加の諸形態を含む、非農業の農村経済活動との連関を通じて、当該品目が農村地区における価値付加に比較的高い割合で資すること。

9. 途上加盟国において、農業関税収入の相当割合が、当該品目に由来すること。
10. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおいて、世帯の総食料支出又は総所得の相当割合が、当該品目に対して支払われていること。
11. いずれかのWTO加盟国により品目別AMS又は青の政策について通報されており、1995年からドーハ・ラウンドの実施の開始日までの間のいずれかの年に、通報を行った当該加盟国によって輸出された品目であること。
12. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおいて、当該品目の労働力当たりの又は面積当たりの生産性が、世界の平均的な生産性と比べ、相対的に低いこと。

熱帯産品及び麻薬代替品リスト *

HS96	品目名
060240	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
060290	生木（根、マッシュルームの菌糸を含む。）
060310	切り花及び花芽（生鮮）
060390	切り花及び花芽（乾燥）
060491	植物の葉、枝その他の部分（生鮮）
060499	植物の葉、枝その他の部分（生鮮のものを除く。）
070190	ばれいしょ（生鮮・冷蔵）（種芋を除く。）
070310	たまねぎ及びシャロット
070960	とうがらし属又はピメンタ属の果実（生鮮・冷蔵）
070990	その他の野菜（生鮮・冷蔵）
071190	その他の野菜及び野菜を混合したもの
071390	その他の乾燥した豆科植物
071410	キャッサバ（生鮮・乾燥）
071420	甘しょ
071490	クズウコン（生鮮・乾燥） サゴ
080111	乾燥ココやし
080119	その他ココやし
080290	その他のナット（生鮮・乾燥）（殻付き・殻なし）
080300	バナナ（生鮮・乾燥）
080420	イチジク（生鮮・加工）
080430	パイナップル（生鮮・加工）
080440	アボガド（生鮮・加工）
080450	グアバ、マンゴー、マンゴスチン（生鮮・加工）
080510	オレンジ（生鮮・加工）
080520	温州ミカン等（生鮮・加工）
080530	レモン・ライム（生鮮・加工）
080590	その他かんきつ類
080711	スイカ（生鮮）
080719	メロン（乾燥）
080720	パパイヤ（乾燥）
081090	タマリンド、パッションフルーツ等（乾燥）
081190	果実及びナット類（非加熱）（冷凍）
081290	果実及びナット類（保存用）
081340	その他の果物（乾燥）
081350	ミックスナッツ・ドライフルーツ
081400	かんきつ類・メロンの皮

HS96	品目名
090112	いっていないコーヒー（カフェインを除いたもの。）
090121	いったコーヒー（カフェインを除いたものを除く。）
090122	いったコーヒー（カフェインを除いたもの。）
090190	いっていないコーヒー（カフェインを除いたもの。）
090210	発酵していない茶（3kg以下）
090412	こしょう（粒・粉）
090420	とうがらし属又はピメンタ属の果実（粒・粉）（乾燥）
090700	丁子（果実・花・花梗）
091010	しょうが
100610	もみ
100620	玄米
100630	精米
100640	砕米
110230	米粉
110620	サゴやしの根の粉
110630	乾燥した豆科植物の粉
110814	マニオカでん粉
120210	落花生（殻付き）
120220	落花生（殻なし）
120890	油糧種子の粉
121190	主として食用以外に用いられるその他の植物
121210	ローカストビーン
121299	その他の食用野菜（こんにゃくを含む。）
130219	その他の植物のエキス
140190	その他の植物性材料
150710	大豆粗油
150790	その他の大豆油
150810	落花生粗油
151110	パーム粗油
151190	単純精製されたパーム油
151211	ひまわり粗油及びサフラワー粗油
151219	その他のひまわり油、サフラワー油
151311	ココヤシ油
151319	その他のココヤシ油
151321	パーム核粗油及びパーム油
151329	その他のパーム核油及びパーム油
151410	菜種粗油（低エルカ酸のもの）
151490	その他の菜種粗油（低エルカ酸のもの）
151530	ひまし油
151550	ごま油（化学的変性なし）
151620	その他の植物性油（エステル化されたもの）
151710	マーガリン
152190	みつろう

HS96	品目名
170111	甘しや粗糖
170191	しょ糖（香料・着色料添加）
170199	精製糖
170310	甘しや糖みつ
180310	ココアペースト（全脂）
180320	ココアペースト（脱脂）
180400	ココア脂
180500	ココアパウダー（砂糖無添加）
180610	ココアパウダー（砂糖添加）
180620 ¹	ココア調製品> 2 kg
180631	ココア調製品（塊状・棒状・包装なし） > 2kg
180632	ココア調製品（塊状・棒状・包装あり） > 2kg
180690 ²	その他ココア調製品
200190	酢で調製した野菜・果実等
200410	ばれいしょ調製品（冷凍）
200520	ばれいしょ調整品（酢で調整されていない）
200590	混合野菜調整品（酢で調整されていない）
200600	砂糖で調製した果物等
200710	砂糖を加えられた均質調整果実
200791	かんきつ類のゼリー
200799	かんきつ類以外のジャム、ゼリー、ピューレ
200811	その他の落花生調整品
200819	その他のナッツ調整品
200820	その他のパイナップル調整品
200830	その他のかんきつ類調整品
200870	その他の桃調整品
200891	その他のパームハート調整品
200892	その他のミックスドフルーツ調整品
200899	その他のフルーツ等調整品
200911	冷凍オレンジジュース（発酵せず、アルコール未添加）
200919	オレンジジュース（発酵せず、アルコール未添加、冷凍せず）
200920	グレープフルーツジュース（発酵せず、アルコール未添加）
200930	柑橘類のジュース（発酵せず、アルコール未添加）
200940	パイナップルジュース（発酵せず、アルコール未添加）

¹ 熱帯産品や麻薬代替品でない原料が大部分を占める、6桁よりも細分化されたタリフラインは除く。

² 熱帯産品や麻薬代替品でない原料が大部分を占める、6桁よりも細分化されたタリフラインは除く。

HS96	品目名
200980	その他の果実又は野菜のジュース（発酵せず、アルコール未添加）
200990	ミックスジュース（発酵せず、アルコール未添加）
210111	コーヒーのエキス又は濃縮物
210112	コーヒーのエキス又は濃縮物をもととした調整品
210120	茶又はマテ茶のエキス又は濃縮物
210390	ソース又は調味料
220720	エチルアルコール
220840	ラム
230610	亜麻仁油しぼりかす
230660	パーム油かす及びパーム核油かす
240110	たばこ（骨を除いていないものに限る）
240120	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る）
240130	くずたばこ
240210	葉巻たばこ
240220	紙巻きたばこ
240290	その他のたばこ
240310	喫煙用たばこ
240391	シートたばこ
240399	その他のもの
330112	オレンジの精油
330113	レモンの精油

ウルグアイ・ラウンドで使用された熱帯産品例示リスト *

品目グループとそのサブグループ		4桁 HS ライン
グループ I:	熱帯の飲料	
(a)	原材料品	0901, 0902, 1801, 1802
(b)	中間加工品 と 加工品	1803, 1804, 1805, 2101
グループ II:	香辛料、花卉・植物等	
(a)	原材料品	0904-0910, 0602, 0603, 1211, 1301, 1401, 1402, 1403, 1404
(b)	中間加工品 と 加工品	1302, 1521, 3203, 3301, 4601, 4602, 9601

グループ III:	油糧種子・植物油	
(a)	原材料品 と抽出物の残留物	1202, 1203, 1207, 2305, 2306
(b)	中間加工品 と加工品	1208, 1508, 1511, 1513, 1515, 1516, 1518, 1519, 1520
グループ IV:	熱帯産品の根、タバコ、コメ	
(a)	原材料品	0714, 1006, 2401
(b)	中間加工品 と 加工品	1106, 1108, 1903, 2402
グループ V:	熱帯のナットと果物	
(a)	原材料品	0801, 0803, 0804, 0807
(b)	中間加工品 と 加工品	2006, 2007, 2008
グループ VI:	熱帯のゴムと樹木	
(a)	原材料品	4001, 4403
(b)	中間加工品	4005-4009, 4407-4410, 4412
(c)	最終加工品	4011, 4013-4017, 4414, 4418-4421, 9401, 9403
グループ VII:	ジュート・繊維	
(a)	原材料品	5303, 5304, 5305
(b)	中間加工品	5307, 5308, 5310, 5311
(c)	最終加工品	5607, 5608, 5609, 5905, 6305

* 現時点では、このリストの解決のために活発な交渉を継続しているところである。

特惠浸食品目の例示リスト *

6桁 タリフライン	品目名
020130	牛肉（骨なし）（生鮮・冷蔵）
020230	牛肉（骨なし）（冷凍）
020312	豚肉（骨有り）（もも肉・肩肉）（生鮮・冷蔵）
060310	切り花及び花芽（生鮮）
070200	トマト（生鮮・冷蔵）
070810	えんどう（生鮮・冷蔵）（殻付き・殻なし）
070820	ささげ属・インゲン属の豆（生鮮・冷蔵）（殻付き・殻なし）
070990	その他の野菜（生鮮・冷蔵）
071490	でん粉質を多く含む芋類（除キャッサバ）（生鮮・冷蔵・冷凍・乾燥）
080290	その他のナット類（生鮮・乾燥）
080300	バナナ（生鮮・乾燥）
080430	パイナップル（生鮮・乾燥）
080440	アボガド（生鮮・乾燥）
080450	グアバ、マンゴー、マンゴスチン（生鮮・乾燥）
080610	ぶどう（生鮮）
080719	メロン（生鮮）
080720	パパイヤ（生鮮）
081090	タマリンド、パッションフルーツ等（乾燥）
081340	その他の果物（乾燥）
090121	いったコーヒー（カフェインを除いたものを除く。）
090500	バニラ
090700	丁子（果実・花・花梗）
100620	玄米
110313	とうもろこしのペレット
121210	ローカストビーン
150810	落花生粗油
151190	単純精製されたパーム油
151311	ココヤシ油
151321	パーム核粗油及びパーム油
151590	その他の植物性油脂（化学的変性を行ったものを除く。）（精製の有無を問わない。）
170111	甘しや糖（粗糖）
170199	精製糖
180310	ココアペースト（全脂）
180400	ココア脂

6桁 タリフライン	品目名
190590	パン、ケーキ等のベーカリー製品
200590	その他の野菜調製品
200820	調製したパイナップル（加糖・無糖、アルコールを含まない。）
200830	調製したかんきつ系（加糖・無糖、アルコールを含まない。）
200860	調製したさくらんぼ（加糖・無糖、アルコールを含まない。）
200899	その他の果実とナット
200911	冷凍オレンジジュース（発酵していないもの）
200939	かんきつ系のジュース（単一のかんきつが原材料、ブリックス値21%以上）
200979	りんごジュース（単一のかんきつが原材料、ブリックス値21%以上）
200980	その他の果実と野菜のジュース（発酵していないもの）
210320	トマトケチャップ
210390	その他のソース
220710	飲料（エチルアルコール製造用に供さないもの）
220840	ラム酒
220890	その他の蒸留酒、清酒、果汁アルコール飲料
230990	飼料用調製品
240110	タバコ（骨除去以外）
240120	タバコ（骨除去）
240130	くずタバコ
240210	葉巻（タバコ含有）

* 現時点では、このリストの解決のために活発な交渉を継続しているところである。

小規模脆弱経済国

1. データは、1999年から2004年までの期間における世界の非農業貿易においてWTO加盟国が占める割合について以前事務局ペーパー (TN/MA/S/18)を作成するために使用された手法に基づいている。個々の加盟国のデータは2007年6月6日付国連商品貿易データベースから抜粋した。相当数の再輸出を除いた世界の輸出入合計は、事務局の2006年国際貿易統計を使用した。この期間が2000年から2005年に更新され、さらに、世界の輸入量を得るため、CIF-FOBに関する調整が産品グループごとに世界輸出に対して適用されているが、これは全体的な結果を変更するものではない¹。各国の平均は、データが存在する年に基づき計算される。
2. 小規模脆弱経済国とは、1999年から2004年までの期間における平均的な割合が、(a) 世界の商品貿易において0.16%以下、(b) 世界のNAMA貿易において0.10%以下、そして、(c) 世界の農業貿易において0.40パーセント以下の国と定義づけられる。
3. 添付のテーブルには、国連経済社会理事会によりLDCと定義された加盟国及びデータのない加盟国を含まない。

¹ CIF-FOBに関する要素は UN Comtrade における報告者の対応グループに関する輸入の輸出に対する比率に基づき推定。産品グループごとの世界の輸入量は、産品グループごとの WTO の世界輸出量にこれらの CIF-FOB の要素を適用して求め、さらに WTO の世界総輸入量にもたらされる数値を調整することによって得られたものである。EC25加盟国の内部貿易量は全体から差し引かれている。

WTOのメンバー	世界の商業貿易に占める割合(%)			世界の農業(AOA)貿易に占める割合(%)			非農産品(NAMA)貿易に占める割合(%)		
	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入
全世界 ^a	100	100	100	100	100	100	100	100	100
アルバニア	0.019	0.008	0.029	0.050	0.008	0.087	0.017	0.008	0.026
アンティグアバーブーダ	0.004	0.001	0.007	0.011	0.000	0.020	0.004	0.001	0.006
アルメニア	0.015	0.010	0.019	0.040	0.018	0.060	0.013	0.010	0.016
バルバドス	0.013	0.005	0.020	0.037	0.022	0.050	0.011	0.004	0.019
ベリーズ	0.006	0.004	0.008	0.023	0.029	0.017	0.004	0.001	0.007
ボリビア	0.032	0.032	0.032	0.102	0.143	0.065	0.028	0.025	0.030
ボツワナ	0.057	0.061	0.053	0.075	0.030	0.116	0.056	0.065	0.048
ブルネイ・ダルサラーム	0.050	0.078	0.025	0.029	0.000	0.056	0.053	0.086	0.023
カメルーン	0.036	0.038	0.035	0.112	0.140	0.087	0.032	0.032	0.032
キューバ	0.063	0.034	0.089	0.240	0.223	0.256	0.052	0.022	0.080
ドミニカ	0.002	0.001	0.002	0.007	0.005	0.008	0.001	0.001	0.002
ドミニカ共和国	0.068	0.018	0.113	0.154	0.115	0.189	0.063	0.011	0.111
エクアドル	0.110	0.112	0.108	0.326	0.515	0.154	0.098	0.087	0.107
エルサルバドル	0.051	0.026	0.075	0.173	0.136	0.206	0.044	0.018	0.068
フィジー	0.014	0.010	0.018	0.047	0.055	0.040	0.012	0.007	0.017
マケドニア	0.033	0.026	0.039	0.076	0.069	0.083	0.027	0.024	0.030
ガボン	0.031	0.046	0.017	0.026	0.004	0.046	0.032	0.051	0.015

WTOのメンバー	世界の商業貿易に占める割合(%)			世界の農業(AOA)貿易に占める割合(%)			非農産品(NAMA)貿易に占める割合(%)		
	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入
グルジア	0.014	0.009	0.020	0.052	0.044	0.060	0.012	0.006	0.018
ガーナ	0.057	0.044	0.067	0.221	0.302	0.144	0.047	0.027	0.063
グレナダ	0.003	0.001	0.004	0.009	0.006	0.012	0.002	0.001	0.004
グアテマラ	0.086	0.053	0.116	0.319	0.416	0.231	0.072	0.030	0.110
ガイアナ	0.010	0.009	0.010	0.037	0.052	0.024	0.008	0.007	0.010
ホンジュラス	0.041	0.026	0.056	0.190	0.223	0.160	0.032	0.013	0.049
ジャマイカ	0.044	0.024	0.063	0.114	0.091	0.136	0.040	0.020	0.059
ヨルダン	0.079	0.052	0.104	0.198	0.120	0.269	0.071	0.049	0.092
ケニア	0.052	0.037	0.065	0.215	0.314	0.126	0.041	0.019	0.062
キルギスタン	0.011	0.010	0.012	0.029	0.032	0.026	0.010	0.009	0.011
マカオ(中国)	0.049	0.049	0.048	0.055	0.013	0.093	0.050	0.053	0.046
モーリシャス	0.037	0.032	0.041	0.096	0.102	0.090	0.034	0.028	0.038
モルドバ	0.018	0.013	0.022	0.089	0.132	0.051	0.013	0.006	0.021
モンゴル	0.013	0.011	0.014	0.025	0.017	0.033	0.012	0.011	0.013
ナミビア	0.030	0.030	0.029	0.072	0.073	0.070	0.028	0.028	0.027
ニカラグア	0.023	0.012	0.034	0.102	0.129	0.079	0.018	0.004	0.031
パナマ	0.038	0.016	0.059	0.105	0.091	0.114	0.035	0.011	0.056
パプアニューギニア	0.032	0.042	0.023	0.070	0.086	0.056	0.030	0.040	0.022

WTOのメンバー	世界の商業貿易に占める割合(%)			世界の農業(AOA)貿易に占める割合(%)			非農産品(NAMA)貿易に占める割合(%)		
	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入
パラグアイ	0.032	0.022	0.042	0.173	0.280	0.077	0.023	0.005	0.040
セイント・キッツ・アンド・ニイヴィス (セイントクリストファー・ネイビス)	0.002	0.001	0.003	0.006	0.002	0.009	0.002	0.001	0.003
セントルシア	0.004	0.001	0.006	0.016	0.009	0.022	0.003	0.001	0.005
セントビンセント及びグレナ ディーン諸島	0.002	0.001	0.003	0.011	0.009	0.012	0.002	0.000	0.003
スリランカ	0.102	0.092	0.112	0.249	0.284	0.217	0.095	0.081	0.107
スリナム	0.009	0.009	0.011	0.017	0.007	0.027	0.009	0.009	0.010
スワジランド	0.019	0.018	0.019	0.068	0.082	0.056	0.015	0.014	0.016
トリニダード・ドバゴ	0.086	0.102	0.071	0.086	0.072	0.098	0.088	0.107	0.071
ウルグアイ	0.047	0.044	0.050	0.209	0.333	0.096	0.037	0.025	0.048
ジンバブエ	0.037	0.037	0.039	0.151	0.280	0.067	0.030	0.021	0.037

a EC(25カ国)内の貿易量及び相当量の再輸出は除外されている。

出典: すべてのデータはWTOが推定した世界合計量を除き、UN Comtradeデータベースに由来している。

附属書 J

現行の農業協定第10条2に替わり得る新たな条項 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険

定義

1. 本協定及び他でカバーされる協定¹の下でのすべての他の輸出補助金の義務に従うことに加えて、加盟国は、この条に従って行う場合を除くほか、輸出信用や輸出信用保証又は保険プログラムを供与しないようにする。これらの輸出信用、輸出信用保証、保険プログラム(以下「輸出融資支援」という。)には次のものが含まれる。
 - (a) 直接融資支援(直接信用及び直接融資、リファイナンス並びに金利支援を含む。)
 - (b) リスク補てん(輸出信用保険、再保険及び輸出信用保証を含む。)
 - (c) 債権国からの農産品の輸入に関する政府間信用契約((輸入に伴う)リスクの一部又は全部を輸出国政府が引き受ける場合に限る。)
 - (d) その他のあらゆる形態の、直接的又は間接的な政府輸出信用支援(繰延べ請求及び外国為替リスクヘッジを含む。)
2. この条の規定は、全国的規模のものであるか又は地方的規模のものであるかを問わず、次の事業体(以下、「輸出融資事業体」という。)によって又は当該事業体のために実施される輸出融資支援について適用される。
 - (e) 政府の省、部局又は法定の機関
 - (f) 政府が持分、資金の提供、貸し付け又は損失の引き受けにより関与している輸出融資支援を実施するすべての金融機関又は団体
 - (g) 農産品輸出国貿易企業
 - (h) 政府若しくは政府機関に代わって、又はその指示を受けて活動するすべての銀行その他の民間の信用保険及び信用保証金融機関

条件

3. 輸出融資支援は次に規定する条件に従って実施されなければならない。

¹ しかしながら、補助金及び相殺措置に関する協定の附属書(以下「例示表」という。)I(K)の第2パラは農産物の場合には適用できない。

- (a) 最長償還期間:この協定の下での輸出融資支援の最長償還期間は、貸付期間の開始日²から最終の支払の契約上の日での終了までの期間であり、180日を超えてはならない。先進国には、実施期間の初日又は2010年末日のいずれか早い時期から適用される。この協定の署名に先立って実施され、今なお適用がなされており、前述の定義よりも長いタイムフレームで運用されている既存の契約については、農業委員会に通報がなされ修正されない限り、契約の最後の日まで適用される。
- (b) 自己資金調達期間:輸出信用保証、保険、再保険プログラムと上記サブパラ1(b)(c)及び(d)に含まれる他のリスクカバープログラムは自己資金調達されなければならない。あるプログラムの下で課される保険料が[4-5]年周期にわたるプログラムの運営費用と損失をまかなうのに不十分な場合には、これは、プログラムそれ自身が自己資金調達とはいえないと十分に決定できる。加えて、これらのプログラムが前述に規定された条件に適合しているか否かにかかわらず、これで本協定の他の規定や他にカバーされる協定に従うことが免除されるということにはならない。例示表の項目(j)の下では、前文で言及された歴史的な周期に限定されない、もっと一般的に公式化された長期運営経費とプログラムの損失を参照することもあるからである。これらのプログラムが例示表の項目(j)の下で輸出補助金を構成する場合にも、本協定の下で自己資金調達がなされているとはいえないものと見なされる。

特別のかつ異なる待遇

4. 輸出信用を供与する途上加盟国は、次の要素からなる利益を得る資格を有する。

- (a) 最長償還期間:途上加盟国は、実施期間の初日又は2013年末のいずれか早い時期から3年間で段階的に導入し、その期間内で180日からの最長償還期限を完全に実施する。これは次のように達成する。
- (i) 実施期間の初日において、新たな支援に係る最長償還期間は360日とする。
 - (ii) 実施期間から2年後、新たな支援に係る最長償還期間は270日とする。
 - (iii) 実施期間から3年後、最長償還期間は180日が適用される。

² 「貸付期間の開始日」は、積荷が契約に基づき連続的に6ヶ月間の期間行われる場合には、受取国へ商品が到着する加重平均日又は実際の到着日を超えないものとする。

関連する日数の経過後に、上記サブパラ(i)～(iii)で確立された制限の下で実施される既存の支援措置がある場合、当初の期間で運営される。

(b) 自己資金調達: パラ3(b)で規定される自己資金調達期間は、途上加盟国については 50 パーセントより長い期間とする。

5. 上記パラ3(a)及び4(a)の規定にかかわらず、G/AG/5/Rev.8 に掲げられた後発開発途上国と食糧純輸入開発途上国は、基礎的食料の獲得のためにそれらの国に関して 360 日から 540 日までの間の返済期間の許可を含む、異なるかつ一層有利な待遇を受けることができる。しかしながら、これらの加盟国の1つが基礎的食料にかかる通常レベルの商業輸入に対する融資、及び/又は、多国間・地域間の金融機関によって供与された融資の評価を不可能とする特別な状況に直面している場合には、基礎的食料に対する人道上の必要性を満たすため、時間枠のさらなる延長が与えられる。これらのケースでは協定の標準的な監視及び監督規定が適用される。

農業に関する協定の新たな第10条の2についての提案
農産品輸出国貿易企業

1. 加盟国は、農産品輸出国貿易企業が、次の規定に従い、かつ、これらの規定に従うことを条件として1994年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解及び他の1994年の関税及び貿易に関する一般協定の関連規定、農業に関する協定の規定並びに他のWTO協定の規定に従って運営されることを確保する。

機関

2. この条の規定により以下に規定される規律において、農産品輸出国貿易企業とは、「1994年のガット第17条の解釈に関する了解¹」に規定されている作業のための定義を満たすものをいう。

規律

3. 加盟国は、2に規定する農産品輸出国貿易企業についての貿易を歪めるような措置の撤廃を確保するため、
 - (a) 食糧援助及び輸出信用に関するものを含むすべての形態の輸出補助金の撤廃と併せ、かつ、これに応じて次のものを撤廃する。
 - (i) ウルグアイ・ラウンド農業協定第1条(e)に規定する輸出補助金であって、現に農産品輸出国貿易企業に対して又は農産品輸出国貿易企業によりウルグアイ・ラウンド農業協定3条3の現行の義務に適合して交付されているもの
 - (ii) 市場における利子よりも低い率で提供される、農産品輸出国貿易企業に対する政府の融資、資本を利用する優先的な機会又はその他の特別な特権であって政府の融資若しくはリファイナンスの制度、借入れ、貸付け若しくは商業借入れ若しくは貸付けに関する政府保証に関するもの

¹ 「政府または非政府の企業（販売に従事する機関も含む）であって、購入及び販売を通じ農産品の輸出又は輸入の水準又は仕向け先に影響を及ぼす排他的又は特別な権利又は特権（法令又は憲法上の権限を含む）を付与されたもの。」前文における「購入及び販売を通じ農産品の輸入の水準又は仕向け先に影響を及ぼす」「権利又は特権」について言及がある場合、輸入に関するこの問題は、それ自体この関連規定の規律下の範疇にある問題ではなく、むしろ、当該作業のための定義の下での輸出の問題に限定されるものと理解される。

(iii) 農産品輸出国家貿易企業が行う輸出販売に関する損失の政府による直接的若しくは間接的な引受け、費用の償還又は農産品輸出国家貿易企業に対して負う、若しくは農産品輸出国家貿易企業が負う債務の軽減若しくは帳消し

(iv) [2013年後における農産品輸出国家貿易企業に対する輸出独占権の行使]

(b) 農産品輸出貿易国家企業による独占権が、(i)から(iii)までの規定を法律上又は事実上実効的に回避するような方法で行使されることのないことを確保する。

特別のかつ異なる待遇

4. 3(a)(iv)の規定にかかわらず、国内消費者物価の安定性の維持及び食料安全保障のための特権を享受する開発途上加盟国内の農産品輸出国家貿易企業は、この協定及び他のWTO協定の規定に反しない限り、独占権を維持し、又はこれを行行使することを認められる。

5. 途上加盟国が独占権を有した農産品輸出国家貿易企業を有する場合には、その企業の特権保有目的が「国内消費者物価の安定性の維持及び食料安全保障の確保」にあるとみなされなくとも、当該企業はその権利を維持又は行使することを継続することができる。ただし、このような権利付与は、当該農産品の世界輸出に占める当該企業のシェアが5%未満であって、そのシェアが連続する3年の間その水準を超えず、かつ、当該独占権の行使の範囲がこの協定及び他のWTO協定の規定に反しない場合に限られる。

6. いかなる場合でも、後発開発途上加盟国及び小規模脆弱経済加盟国における農産品輸出国家貿易企業は、国内消費者物価の安定性の維持及び食料安全保障の確保のための特権を享受しているかどうかにかかわらず、当該独占権の行使の範囲がこの協定及び他のWTO協定の規定に反しない限り、農産物輸出に関する独占権を維持し、又はこれを行行使することが認められる。

監視及び監督

7. 農産品輸出国家貿易企業を有する加盟国は、毎年、農業に関する委員会に対し、当該企業の性質及び活動に関連する情報を通報する。当該通報は、実効的に透明性を確保するため、標準的なWTOにおける慣行及び通常の商業上の秘密の保護に関する考慮に適合し、1に規定する企業に対して付与されるすべての排他的又は特別な権利又は特権についての時宜を得た、かつ、透明性のある情報の提供

であることを必要とする。加盟国は、他のWTO協定の規定に基づき通報される場合を除くほか、金融の性質を有するものを含むすべての特別な権利及び特権により農産品輸出国家貿易企業に対して与えられるすべての利益を通報する。他の加盟国からの要求がある場合、農産品輸出国家貿易企業を有する加盟国は、通常の商業上の秘密の保護に関する考慮を行うことを条件として、当該企業による農産品の輸出販売並びに輸出された産品の種類、量、輸出価格及び輸出先に関して要求された情報を提供する。

農業に関する協定の新たな第10条4についての提案
国際的な食糧援助

1. 加盟国は、国際的な食糧援助(以下「食糧援助」¹という。)の適切な水準を維持すること、食糧援助の受益国の利益を考慮すること及び本条の規定が緊急事態における食糧援助の提供を意図せずして妨げないことについての約束を再確認する。加盟国は以下の規律に完全に則って食糧援助が行われることを確保し、また、それによって、食糧援助による商業上の代替を防止するという目的に寄与する。

全ての食料援助の取引に適用される一般的規律

2. 加盟国は、すべての食糧援助が、次の規定に従って行われることを確保する。
 - (a)食糧援助はニーズに対応して行われる。
 - (b)食糧援助は完全に贈与の形をとる。
 - (c)食糧援助は農産品又は他の产品及びサービスの商業的輸出と直接的にも間接的にも関連付けられない。
 - (d)食糧援助は供給加盟国による市場開発の目的と関連付けられない。
 - (e)食糧援助として提供された農産品は、どのような形態でも再輸出することができない。ただし、実施手段上の理由であって、緊急事態にある他の国に対して迅速に食糧援助を実施するためであれば、当該再輸出は本条の規定に則っている緊急食料援助の取引の不可分の一部として行われることが認められる。
3. 食糧援助の提供は、現地の市場における同種の産品又は代替産品の状況を十分に考慮して行われる。加盟国は、現地又は地域における同種の産品又は代替産品²の生産に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある状況においては、現物

¹他に定めがある場合を除くほか、食糧援助の語は、現物及び現金双方による食糧援助の提供を指すものとして用いられる。

²この義務が厳密に適用されることで、下記パラ 6 から 10 の下で想定される緊急事態において現物による食糧援助に関する真の需要に対し十分にかつ効率的に対応するための加盟国の能力を意図せず阻害する効果を有する状況があり得ることが考えられる。従って、そのような緊急事態において、加盟国がこの義務の厳密な適用から除外されることが認められ得るが、緊急性自体の性質に基づく必要かつ不可避な結果として、厳密な規律の適用の下活動することで、加盟国が食料援助のニーズに効果的に対応するための能力が明らかに減じられてしまうような場

による食糧援助の提供を差し控える。加盟国は、可能な限り現地又は地域の供給源から食糧援助のための調達を行うことを奨励される。ただし、当該市場における基礎的な食糧の入手可能性及び価格が不当に害さないことを条件とする。加盟国は、付帯条件なしの現金による食糧援助の提供を一層増大させることに向けた最大限の努力を行うことを約束する。

4. 上記パラ2の規定に則った付帯条件なしの現金による食料援助は、本条に則っているものと見なす。

5. 受益国政府は、当国領域内における食糧援助活動の組織、調整及び実施において一義的な役割及び責任を有する。

緊急事態における食糧援助の取引のための更なる規律(セーフボックス)

6. 緊急事態における食糧援助の提供に対し、意図しない障害が生じないことを確保するため、そのような状況において提供される食糧援助(現金によるものであるか、現物によるものであるかを問わない。)は、セーフボックスの範囲に含まれ、したがって、本条に則ったものとみなされる。ただし、以下の条件を満たす場合に限り。

(a) 援助を受けようとする国又は国際連合の事務総長が緊急事態の宣言を行うこと。又は、

(b) 国、世界食糧計画及び国連統一アピール・プロセスを含む関連する国際連合の機関、赤十字国際委員会又は国際赤十字・赤新月社連盟並びに関連する地域的若しくは国際的な政府間機関又は伝統的にこれらの機関と協力して活動しており、権威のある非政府の人道的団体からの緊急アピールがなされること。及び、

いずれの場合においても、世界食糧計画を含む関連する国際連合の機関、赤十字国際委員会又は国際赤十字・赤新月社連盟の支援下で調整されたニーズ評価が行われること。³

合のみに、厳密に認められるものである。さらに、加盟国は、どのような場合でも、下記パラ6から10の規定に則った現物による食料援助の供給により、現地又は地域における生産に対する如何なる悪影響を避け、又は、仮に係る状況下で避けられないのであれば、最小化する責務がある。

³ ニーズ評価は、援助受益国の政府が関与して行われるべきであり、関連する地域の政府間組織又は非政府組織が関与することもできる。他方、後者がそのように関与する場合、関連する国際連合の機関又は実際には赤十字国際委員会/国際赤十字・赤新月社連盟かもしれないが、これらの機関との調整において行われる。ニーズ評価は、それが調整され、後者の多国間機関の明示的な同意や賛同が得られなければ、これらの規定の下での緊急事態における食料援助として認められる根拠とはならない。

7. 上記パラ6に示された緊急事態宣言又はアピールの発動後、ニーズ評価の結果が出るまでの期間は、この協定の規定の適用上、3月間とする。もし当該食糧援助が上記パラ6に示された条件を満たすことができないと加盟国が考える場合、当該期間が経過するまでの間は、これらの根拠に基づき紛争処理を開始することはできない。(ただし、パラ6で示された多国間機関が、この期間のうちに否定的な評価を与えていないこと、又は、ニーズ評価に不同意であることが明白であることを条件とする。)この期間のうち又はこの期間の終了までに、関連する多国間機関がそれ自身として肯定的なニーズ評価を行うか、又は、脚注3に従い明白に同意や賛同を与え、かつ、パラ6のその他の条件が満たされた場合には、本条のその他の全ての関連規定にも則ることを条件に、当該食糧援助はその後セーフボックスにとどまるものとなる。
8. 後発開発途上加盟国⁴において、輸送と配送という唯一の目的のために明白な必要性がある場合を除いては、セーフボックス内の援助につき、現金化は認められないこととする。そのような現金化は、商業上の代替を避け、または、これが実行可能でない場合にはすくなくとも最小化できるよう、もっぱら援助受益国である当該LDCの領域内で行われることとする。
9. 透明性を確保するため、援助の受益国は、6月毎に事後通報を行うことが求められる。
10. 本条のその他の規定に継続的に則ることを条件に、パラ6に則った食糧援助は、緊急事態が発生した後の継続的な真のニーズについての評価において緊急事態が継続する限り供給される。関連する多国間機関がそのような判断を行い、又は、そのような判断を伝える責任を負う。

非緊急事態における食糧援助の取引のための更なる規律

11. セーフボックスに含まれない消費用の現物による食糧援助は、上記パラ1から5までに規定された規律に加えて、次の(a)から(c)までのすべての基準を満たさなければならない。
 - (a) 国際連合を含む国際的若しくは地域的な政府間機関⁵、又は援助国政府若しくは援助受益国と協力して働いている認知された人道的非政府機関により実施される対象を絞ったニーズ評価に基づいていること。その評価は、国際的若しくは地域的な政府間機関、又は、下記のサブパラグラフ(b)に規定さ

⁴ 陸地に囲まれた加盟国の場合、上記に加えて、領土外の陸続きの最終的な荷下ろし港から目的地の国境までの輸送・配送のため。

⁵ これには、受け入れ国の政府が含まれるほか、受け入れ国政府と連携して活動する人道的非政府組織を含むこととしてよい。

れた対象人口の食料確保の不安定性を確実に認識している援助受益国によって公表されている客観的で検証可能な貧困や飢餓のデータを盛り込み、反映したものとなる。

(b) [慢性的な飢餓や栄養不足の原因となる食糧不足の状況を解消するために供与されること。従って、そのような食糧援助が、特定された食糧不足の団体の栄養上の必要性に対応するものであること。

(c) 商業上の代替を防止する、又は少なくとも最小限に抑える目的に基づき常に供与されること。この文脈における商業上の代替は、加盟国による現物による食糧援助の供与が、同じ品目又は直接的に競合する品目について、援助受益国における通常機能している市場において生じ得る商業取引を実質的に代替させる場合に生じる。

12. 現物による食料援助の現金化は、後発開発途上国や純食料輸入開発途上国⁶に対する食糧援助の国内輸送や配送を手当するために必要な場合、途上国における低所得で又は資源の乏しい生産者に対する農業生産に投入される要素の調達のためを除き禁止される、現金化は後発開発途上国又は食料純輸入開発途上国⁶の領土内で実施される国内輸送や配送を手当するために必要な場合とする。[そして、人道主義の開発目的のための活動資金のため、開発途上国の被援助者への食料援助の配送に直接関連づけられたもののみとする。]加えて、商業上の代替は避けられるべきであり、もしこれが実行可能ではない場合、少なくとも最小化されるべきである。]

監視及び監督

13. 食糧援助を供与する加盟国は、毎年、農業委員会に対し、すべての関連データを通報する必要がある。

⁶ 陸地に囲まれた加盟国の場合、上記に加えて、領土外の陸続きの最終的な荷下ろし港から目的地の国境までの輸送・配達のため。

監視及び監督

現存の農業協定の18条を以下のテキストに置き換える。監視を向上させるためには、喫緊の課題として、委員会の作業手続(G/AG/1)と通報の必要事項と様式(G/AG/2)が、現存の通報様式や追加的な通報義務、農業協定の下での約束と規律の実施を検討し、監視する農業に関する委員会の役割の向上を求めている現在の交渉の結果生じる新たな約束を反映するよう、修正される必要がある。

以下に示される規定に加え、G/AG/2の改訂においては、国内支持を行っており、その提供する支持が協定の附属書2に適合していると主張する加盟国は、適当ならば、基準期間と生産量、詳細が十分に含まれる情報データ、それぞれのプログラムにおける予想される財政支出、その他農業委員会が決める情報を含めて、措置の要約を新たな18条4(b)(ii)で求められる最初の通報に含める必要がある。

農業委員会の作業手続と、加盟国の通報の必要事項と様式を改訂するに当たって、加盟国は公正で、市場志向型の農産品貿易システムを確立するという長期的な目的に沿って、委員会が透明性の向上とこれらのモダリティ下で規定された義務に寄与するようより強力な監督の役割を付与しなければならない。

現行の農業協定18条に替わる新たな18条

約束の実施の検討

目的

1. 農業委員会はこの協定下で確立された加盟国の義務の実施を検討し監視する。透明性を確保し、加盟国に評価の機会を与えることを通じて、農業委員会は義務の遵守について効果的な監督を行う。
2. こうした義務の、公正で市場指向型の農産品貿易システムの確立をするという長期的な目的に沿って貢献すること。

制度的側面

3.農業委員会は、この規定で確立された目的と、この協定の規定に関するあらゆる問題について協議する機会を加盟国に提供するため、必要に応じて開催されるが、開催は年に4回以上とする。委員会はこの協定又は加盟国によって付与された責務を果たす。委員会は、適当な場合に下部機関を設置し、これら下部機関は、この協定の関連規定に従って委員会によって割り当てられた責任を果たす。委員会は、この協定と加盟国の譲許表に記載された加盟国の義務を反映し、この規定に示される要件を考慮して、作業手続きと通報の必要事項と様式を確立する。通報の必要事項と様式については、遵守されるべき締め切りに関して、途上国に対する特別かつ異なる扱いがあることとする。

検討プロセス

4.検討プロセスは第一に、特定の譲許の約束や適用される規律、合意されたその他の問題に関する加盟国により提出された通報に基づき、パラ2で規定される通報の必要事項と様式を用いて行われる。

5.検討プロセスの基盤は、加盟国からの質問の事前配布も含む評価プロセスを促進するために事務局が委員会から作成を要求される資料によって補完される。通報の必要事項と様式に規定された適切な期限までに、加盟国が最終的な通報を提出できない場合、当該加盟国は最終的な通報を提出するまでに、仮の通報を行う。適当な場合には、加盟国は措置を調整している国内の規定の情報を通報に含める。

(a) 市場アクセスについて

(i) 関税やその他の割当約束を持つ加盟国は、関税割当の運用に関して、包括的な一度限りの通報を行う(割当、割当の再配分、許可に関する情報、適用される行政手続き、その他これらの取決めの下での約束の実施に関連する全ての情報、さらにこれらの事項に変更があった場合の迅速な通報を含む。)関税やその他の割当約束を持つ加盟国は、関税割当の下での輸入及び関税割当の未消化の水準と顕著な変化について、年次通報する。

(ii) 上記パラ 116-118 の選択肢に従って、特別セーフガード措置を保持することが許可され得る選択がなされ(ただし、決定の結果を予断しない。)、それに従って、加盟国がこの協定の5条の下で農業の特別セーフガードを発動する資格を持った場合、加盟国は、セーフガードの開始時に通報を行い、トリガーとレメディについて情報提供をし、セーフガードについて年次要約を通報する。

(iii) 途上国は、特別セーフガード措置の開始時に通報を行い、トリガーとレメディについて情報提供し、セーフガードについて年次要約を通報する。

(b) 国内支持約束について

(i) 貿易歪曲的国内支持の全体、約束された総合AMS、品目別AMSの上限及び6.5条の下でのデミニムスの水準と支持の制限に関して、加盟国による譲許約束の遵守の評価を可能とするため、加盟国は国内支持措置の年次通報を行う。年次通報には、6.2条、6.5条及び附属書2に適合すると主張される支持の情報も含まれる。通報には国内支持措置の情報、各措置の支持の計算方法の詳細、それらの支持の金額、適切な場合には、品目ごとの生産額、農業総生産額、通報に含まれる情報とデータの情報源が含まれる。

(ii) 国内支持を提供しており、かつ国内支持が6.5条、6.2条、又は附属書2に適合すると主張する加盟国は、各規定の下のプログラム、支持の根拠となる国内法規の情報や、当該措置の説明要約を提示した包括的で一度限りの通報を行う。加盟国が、6.5条、6.2条、又は附属書2に適合すると主張するプログラムを、導入又は修正しようとする場合、各新規又は修正された措置について通報する。

(c) 輸出競争について、譲許表の第4部、セクション2の約束を持つ加盟国及び9.4条の規定を用いる途上加盟国は、特に、適当な場合には輸出量と予算上の財政支出額の両方の点で加盟国の譲許約束に則した品目ごと又は品目のグループごとの輸出補助金の使用を示した通報を行う。

輸出金融支援を行っている加盟国は、輸出信用、輸出信用保証、と保証と保険のプログラムが、関連規定や、自己資金調達や償還期間の規律の監視を可能にする年次通報に示された規律に適合することを確保するよう手順を示した最初の通報を行う。国際的な食料援助を行っている国は、緊急時と非緊急時の両方の食料援助に関して年次通報を行う。農産品の国家輸出企業を有する国は全て、修正された10.4条の規律に適合することを確保するよう手順を通報する。

(d) 加盟国は、これらの事項や、綿花に関する約束、農業委員会によって合意される農業協定に関連するその他の事項を含め、この協定の規定の範囲内でのその他の事項について、追加の通報を提出する。

(e) 年次通報は、パラ2の通報の必要事項及び様式に規定された期間に従って提

出されることとする。新規措置又は、既存の措置の修正通報は、決議された後直ちに、いかなる場合においても実施前に提出されることとする。

- 6 検討の過程において、加盟国は、国内支持約束を遵守するための加盟国の能力に対して過度のインフレーション率が及ぼす影響に十分に配慮することとする。
7. 検討の過程において、いかなる加盟国も、他の加盟国によって通報されるべきと判断されるいかなる措置について、対抗的な通報の手段も含めて、農業に関する委員会に対して注意喚起することができる。
8. 検討の過程は、加盟国にこの協定に規定する改革計画に係る約束の実施に関連する任意の問題を提起する機会を与えることとする。

監視プロセス

9. 委員会、及び検討手続の下で設置される作業機関は、農業協定の下での約束と規律の遵守を監視し、公平かつ市場志向型の農業貿易システムを確立するという長期的な目的への進歩を監視するために、加盟国に対して効果的な討論の場を提供する。この監視機能の免除と、委員会が要求した事務局からの事実報告を基に、委員会及び作業機関は、そのような間隔で、下記を含めて合意された事項に関する約束と義務の実施を検討する。
 - (a) 「改革計画が後発開発途上国及び食料純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に係る措置に関する決定」のフォローアップ；
 - (b) この協定に規定される特別のかつ異なる取扱いの実施及び関連する開発に係る関心事項についての特別な検討；
 - (c) 綿花に関する約束の実施；
 - (d) 通報義務の準拠；
 - (e) 加盟国の要求に応じて、農業協定の附属書2を遵守していると主張する国内支持の通報の年次要約及び食料援助に関する通報を含めて、加盟国によって通報で提供される情報に基づく事実背景を示した文書。農業協定の附属書2にしたがって要求される支持に対して、加盟国は、当該規定の下で、基準期間及びその他すべての関連基準を通報することとする。パラ5(a)の通報は、当該プログラムが示された目的をどの程度達成しているかに関する定期的・周期的な更新を含む。

特別のかつ異なる取扱い

10. WTO事務局は、途上国の委員会活動への参加を促進するために、通報義務に関する助言、支援を含めた途上国からの技術協力についての要請に対して、その資源の範囲内で、優先権を与える。加盟国も同様に、途上国がこの規定及び補完的義務の規定に適合するよう支援するため、技術的支援の提供について十分考慮を払うものとする。

評価

加盟国は、この協定の発効から3年間を経て、更なる改善に向けて、モニタリング及び監視メカニズムの有効性を見直す。